

平成20年 3 月24日

1 . 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2 . 欠席議員

な し

3 . 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	栗	和	明
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会事務局	長		大	宅	敬	一
監査委員事務局	長		山	下	眞	琴
農業委員会事務局	長		森	山	義	秀

議 事 日 程 第 7 号

3月24日（月）10時開議

日程第 1	第 9 号議案	武雄市後期高齢者医療に関する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 2	第10号議案	武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 3	第11号議案	武雄市屋外広告物手数料条例（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 4	第12号議案	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 5	第13号議案	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 6	第14号議案	武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 7	第15号議案	武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 8	第16号議案	武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9	第17号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第18号議案	武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第19号議案	武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第20号議案	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第21号議案	武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第22号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例（福祉文教

		常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第15	第23号議案	武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第16	第24号議案	武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第17	第25号議案	武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第18	第26号議案	武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第19	第27号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第20	第28号議案	財産の取得について(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第21	第29号議案	市道路線の廃止について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第22	第30号議案	市道路線の認定について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第23	第31号議案	武雄市土地開発公社定款の変更について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第24	第32号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算(第10回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第25	第33号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第26	第34号議案	平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第3回)(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第27	第35号議案	平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第28	第36号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第29	第37号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第30	第38号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第5回)(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第31	第39号議案	平成19年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回） （産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第32	第40号議案	平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）（総務 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第33	第41号議案	平成19年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回） （建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第34	第42号議案	平成20年度武雄市一般会計予算（所管常任委員長報告・質 疑・討論・採決）
日程第35	第43号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計予算（福祉文教常 任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第36	第44号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計予算（福祉文教常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第37	第45号議案	平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教 常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第38	第46号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算（建設常 任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第39	第47号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計予算（建設常任 委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第40	第48号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算（建設常 任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第41	第49号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計予算（産業経済常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第42	第50号議案	平成20年度武雄市給湯事業特別会計予算（産業経済常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第43	第51号議案	平成20年度武雄市交通災害共済特別会計予算（総務常任委 員長報告・質疑・討論・採決）
日程第44	第52号議案	平成20年度武雄市病院事業会計予算（総務常任委員長報 告・質疑・討論・採決）
日程第45	第53号議案	平成20年度武雄市水道事業会計予算（建設常任委員長報 告・質疑・討論・採決）
日程第46	第54号議案	平成20年度武雄市工業用水道事業会計予算（建設常任委員 長報告・質疑・討論・採決）
日程第47	第55号議案	平成19年度武雄市一般会計補正予算（第11回）（所管常任 委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第48	第56号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第1回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第49	第57号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第50	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第51	閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）（議決）	

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第57号議案及び諮問第1号を追加上程いたします。

それでは、付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を受けたいと思います。

日程第1．第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。報告いたします。

本委員会に付託されました第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例。本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を申しますと、第3条の被保険者はどういうものをいうとどこに規定されているのかという質疑に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定してあるという答弁でございました。

また、世帯で74歳、76歳、2つの徴収方法が出てくることになるが、そのような内容をどこに規定されているのかという質疑に対し、ここに規定してある分は、あくまでも後期高齢者の被保険者について規定している。それぞれが被保険者ということになるので、それぞれが保険を払うことになるという答弁でございました。

次に、保険料は全国平均7万2,000円と聞いているが、県ではどれくらいかという質疑に対しまして、佐賀県では6万5,340円になるという答弁でございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません、報告なかったんですけれども、結局、この後期高齢をとることによって、どこにどう影響がしていくかというのをもう少しですよ、委員会では当然質疑されたと思いますので、変わるじゃなくて、変わることによって影響がここはこう変わっていくと、ここが分離することによってですね。そこらについて詳しく審査されていたら報告をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

今の質疑に対してでございますが、新たに後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月から佐賀県で広域的な後期高齢者医療制度が開始されるわけでございますが、内容といたしまして、老人保健の今度改正等もありまして、その全体的な説明の中で申し上げますと、後期高齢者75歳以上が保険料を1割負担するということになりますので、今までの国保会計等と言いますと、1割が実質余裕が出てくるといいでしょうか、その分に関しまして、負担増にはならないだろうということでございます。そういうふうなことで、国保会計も幾分は今までよりも楽になるのではないかなという説明はございました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただ、単純に分けるだけという考え方でよかわけですか。国保も影響はないし、後期高齢のほうも影響がないということですか。会計は別になったというだけでよかとですかね。

○議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

今までは老人保健というふうなことで、給付でございましたけれども、一つの社会保険という形で後期高齢者、75歳以上も保険制度に変わったということになります。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第9号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

おはようございます。年齢を74歳以下75歳以上に分けて会計を別にしたというだけであるならば、私は反対討論する必要は全くないわけでありましてけれども、第9号議案の武雄市後期高齢者医療に関する条例に私は反対の立場から討論いたします。

この後期高齢者医療制度の4月実施が近づくにつれて、全国に高齢者はもちろんでありま

すけれども、怒りの声が広がっている。これ新聞の報道でも明らかであります。舛添厚労相の国会での答弁によりますと、3月11日までに厚労省に届いた全国自治体のうち、484の自治体から、同制度の中止、見直しを求める意見書が届いているという答弁でありました。現在、全国の自治体で3月議会が開かれており、この数字をはるかに上回る意見書が採択されるであろうことは、明らかであります。

75歳という特定の年齢に達したら、別枠の医療保険に囲い込み、負担増、給付減、これを強いるような制度、これは世界にも例がない、そう言われております。75歳で高齢者を切り離して肩身の狭い思いをさせるような社会、医療を受けることをためらわせるような社会、日本をこんな社会にしていいいのかと。こういう報道もなされてきております。

我が党の小池晃参議院議員は、我が国の高齢化社会、長寿社会を否定するような、この制度の中止を求めて政府を追求いたしました。もともと日本の社会は、70歳の古希、77歳の喜寿、88歳の米寿、90歳の卒寿、99歳の白寿と言われるように、それぞれ家族で、あるいは社会で長寿を祝う、これはまさに美しい日本の制度でありました。20年度の武雄市の予算を見ましても、敬老祝金、少ないとはいえ1,185万円は計上されております。この長寿を祝う個々の気持ちの反映だろう。しかし、この制度の実施で起きることは極めて理不尽であります。これまでの医療保険は年齢に関係なく加入できたのに、この制度では、75歳で全員脱退させられる。武雄市では4月からの対象者は国保加入者で5,288名が、あるいはその他の保険で、これは10月からということになるわけですけども、新たに2,261名、合計で7,549名が後期高齢者医療制度の対象者であります。

政府が半年間凍結しているのは、社会保険庁からのデータが間に合わない。こういう理由で半年間延期される。これは全体の30%だけであります。しかも、あとの半年間は、すなわち10月から3月は9割軽減だとのことであります。75歳以降の高齢者の中でも、こういう差別が持ち込まれる。いわば家族一緒に暮らしていた母屋から75歳を過ぎた人だけ順次離れに移すようなやり方であります。

現行の老人保健制度では、現役と同じ保険に加入したままで財政を調整する仕組みでありました。独立した別枠の制度に押し込める今回の制度と全く違う内容であります。4月からの実施で、75歳以上の高齢者にどれだけの負担を求めるのか。7割、5割、2割の軽減の対象にならない高齢者、これは月6,285円の保険料、全国平均は先ほど委員長言いましたけれども、保険料よりも高い。これに加えて介護保険料5,123円が加わりますので、合計しますと、毎月1万1,408円が2カ月ごとに年金から天引きされる。7割、5割、2割の軽減対象の方は、保険料が月平均4,965円、これに加えて介護保険料、これを加えますと、月1万88円あります。武雄市内の国民年金受給者の平均受給額が月に4万2,000円程度であります。改めて、この負担増は生活をさらに厳しくしていくことは明らかであります。

これまでも高齢者を対象にした負担増が次から次へと押しつけられてきました。高齢者控

除の廃止、住民税非課税制度の廃止、定率減税の廃止と、まるで高齢化長寿社会を喜ばない、そういう制度の改悪の連続であります。しかも払えなければ保険証を発行しない、10割の窓口負担が求められる。そういう資格証明書の発行もペナルティーとして義務づけられております。第9号議案の条例第7条では過料が設けられております。7条を見ますと、「被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科す」という内容も含まれております。75歳以上の高齢者のこの制度での保険料を決定する上で、本人の年金収入を基本に、医療給付基礎課税額、所得の8.8%、均等割1万9,200円、平等割額2万7,800円をそれぞれ加えて保険料が算定されているわけで、この制度そのものが理不尽であることは過料という罰則まで明記されていることで明らかであります。

厚労省は、後期高齢者のあり方に関する基本的な考え方で、75歳以上の心身の特性について、第1に、老化に伴う生理的機能の低下により、治療の長期化、慢性疾患が見られる。第2に、症状の軽重は別として、認知症の問題がある。第3に、75歳以上はこの制度の中でいずれは避けることのできない死を迎えることになるという特定健診ということで規定しております。特定健診の中から、40歳から74歳は法律上の義務を設け、75歳以降はこの法律上の義務を外し、努力義務にしてしまう、しなければしないで済む、そういう内容であります。75歳以上の高齢者に対して、包括医療を設けて、上限600点、この診療報酬以下に押さえ込んでしまう。こういうところに今回の後期高齢者医療制度が高齢者の医療費を抑制する、この端的な内容であります。特定健診はしなくてもいい、医療は病院にかかっても600点まで。すなわち6,000円以下に押さえ込む。まさに差別医療制度そのものであります。

地域の老人会で頑張っておられる元気な高齢者、中には仕事や趣味で頑張っておられる方も少なくありません。人生の達人から学ぶこともたくさんあります。いずれ死は避けられないなど、一まとめに決めつけるのは許せない内容であります。政府の医療費削減、中でも後期高齢者の2015年には2兆円、2025年には5兆円の削減。こういう見通しをつけて、75歳以上の高齢者をねらい撃ちにした内容と言わざるを得ません。金がかかると高齢者の命をおろそかにする後期高齢者医療制度は、直ちに中止、撤回するよう、国に強く要求するものであります。市長初め執行部にこのことを強く要求いたします。

以上、第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例に反対の意見といたします。それに関係する諸条例もたくさん並べられておりますけれども、基本はこういう内容であります。

以上、私の反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。私は第9号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例に賛成する立場で討論したいと思います。

私は、ある先輩議員から、どうせ賛成討論するなら、一般質問と違って、数字が少し違おうが、議論が乱暴であろうが、自分の意見として、自分の言葉で自己主張を時間に制限されることなく、アメリカでは24時間延々と主張した人もいて、最後には議員の心をつかんだ議員もいたと聞きました。だから君も賛成討論をするなら、だれもが納得するような討論をやれと言われました。それで、私は私なりに武雄市民が納得し、現役世代も高齢者の人もお互い助け合い、武雄はいい医療制度があり、高齢者も元気で社会参加しておられる。しかも、いざ病気になると、しっかりした医療制度があるけんよかねと言われる武雄を目指し、議員各位の賛同が得られるような討論をしたいと思うので、よろしくお願いします。

武雄では、後期高齢者の7割は国保加入者です。そのうち、先ほど議員が言われましたけど、大まかに言いますと、3人の国保加入者がおられたら、1人は75歳以上の高齢者なのです。また、3人の75歳以上がおられたら、2人は国保加入者なのです。このように今のままの老人保健制度が続くと、現役世代の国保加入者はたまったものではありませんし、他の社会保険加入者にしても同じことが言えると思います。

それならどうするか。方法は2つ。保険料負担の公費負担5割を6割、7割に変えること。でもここは国会でありませんので、できません。しかし、意見書は提出できるかも知らないので、今後勉強したいと思います。

もう1つは、私が今賛成討論している後期高齢者医療制度です。いろいろ心配もしておりますが、後期高齢者の医療制度の保険料ですが、私なりに思うには、現役世代並みの年金収入がある人を中心に保険料を納めてください。しかし、収入の少ない人には軽減措置もありますよ。1年間の凍結、負担軽減措置が終了した後の2009年4月以後も給付と負担のあり方も含めて高齢者医療制度は検討をしていくと言っています。私はそれを見守りたいと思います。

私は、今心配なこともあります。それは国民年金だけの老齢者農家です。例えば、私の両親です。80歳になり、おやじは農業年金も含めて65歳から年金を受け取り、100万円未満、おふくろは63歳から受け取り、50万円台。私たち夫婦が同居していなかったら、この夫婦はどうなるのか。その中から水道、電気、ガス、電話などのライフラインの経費、それにいろんな農業経費を払い、その割には浮かばれない農業収入。それに、いろんな田舎での交際費、生活費など本当に両親たちだけの農家の国民年金生活者は、本当に食っていけるのだろうか。だから、後期高齢者医療制度は反対ですとも言えないのです。なぜなら、私たちはお年寄りの医療保険料を全部現役世代の人たちの保険料で面倒見てくださいとは言えないし、

無理な相談だと思うのです。

そこで私は、市議員として、この議会でどうしたら現役並みに元気な高齢者が生き生きと暮らすまち武雄の建設ができるかを、それに努力したいと思うのです。その1つは、私はがんと同居しながら120歳まで元気に頑張りますよという、G A B B Aのトップスターのような、がんも吹き飛ばすような元気なお年寄りが住むまち武雄です。そのヒントは、いろんなところにあると思うのです。まずそれは農村です。私のおやじは、まだ元気で車にも乗り、トラクターにも乗り、草刈り機もやっております。私たちの周りには、今、直売所にできた野菜を毎日運び、そこに生きがいを持って農業をやっています。直売所に持っていかなくても、草むしりをやったり、日々の周りの農産物の生育にいろいろと努力しながら頑張っている農業者もおります。

また、老人スポーツです。私のおふくろは、ここで以前言いましたが、北方のほうで毎月老人会、小学校の同窓会をやっています。午前10時に集まり、町民グラウンドでグラウンドゴルフをやり、その後、公民館で500円の弁当を食べて、その後、カラオケに通ってくる、楽しい月1遍の行事をやっています。このように、いろいろなところで老人スポーツが、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、ゲートボールといろんなものが行われます。また私は今、この前、1番議員が言いましたような、市民スポーツの延長線として、ボウリング場に通っています。月2回の土曜日に、お年寄りの方もいます。私が一番若いぐらいです。そんな中では、下手でも上手もガーターをやりながら大騒動して楽しいものをやっています。

〔22番「老人医療保険に戻そうか」〕

○議長（杉原豊喜君）

山口議員、趣旨を簡潔に。

○9番（山口良広君）（続）

時間はじっくりあります。

その中で公民館活動もいろいろな形で、芸やら歌を歌いながら、いろんな活動がやられております。そんな中に老人の生きがいというものはたくさんあるわけです。それとともに高齢者の交通安全教室。そのようにして私は、議会としてできるのは、元気なお年寄りをつくるのが大事なことです。でも幾ら頑張っても、お年寄りの人生は病気と上手につきあうことも大事だと思うのです。だれか議員が言っていたように、気心が知れた主治医を持ち、定期的なチェックを受け、その主治医の指導のもと、専門の治療を受ける。そして回復した後、もとの生活に戻る。そんな医療制度、それを支える医療保険制度が大事と思うのです。

最後に、人間どう死んでいくのか、それも大事だと思うのです。私の知り合いに、福岡のそれなりの病院でホスピス緩和ケアのチームの一員として活躍して、いろんなところに講演する人がいます。ここでホスピス緩和ケアの理念というものを皆様に紹介します。ホスピス緩

和ケアは、生命を脅かす病気に直面する患者とその家族のＱＯＬ、人生と生活の質の改善を目的としたさまざまな専門職とボランティアがチームとして提携し、ケアすることです。ホスピス緩和ケアの基本方針として、１つ、痛みやその他の苦痛となる病状を緩和する。２つ、生命を尊重し、死を自然なものと認める。３、無理な延命や意図的に死を招くことはしない。４、最後まで患者がその人らしく生きていけるように支える。５、患者が療養しているときから死別した後に至るまで、家族がさまざまな困難に対処できるように支える。６、病気の早い段階から適応し、積極的な治療に沿って生じる苦痛にも対処する。７、患者と家族の生活を高め、病状と向き合いながら生活していけるということです。彼はいわく、今からは自分はどんな死を迎えるのがベストなのか。自分で判断能力のあるうちに、身近な親族との話し合い、文章に残すことが大事と言います。私も80歳を超えた両親を持つ立場です。世間話としてはそんなことを親や息子と話します。でも、いざ文章にするととなると別です。なかなか長男である私でさえちゅうちょします。でも大事なことです。

このように、人間最後は死にます。そのことを今回考えました。今まで何だかんだ言いましたが、私なりに高齢者の医療保険制度を考えてみました。４番議員がよく言います、森を見ずして木ばかり見て判断するなと言います。確かに後期医療制度は一つ一つを検証すれば問題はあるかもわかりません。しかし、今すぐ公的負担を５割から６割へと負担を増加させることのできない今、このままさらに高齢化が進むと現役世代の負担を増加せざるを得ません。高齢者の現役世代間の公平性を確保するために新しい保険制度が後期高齢者医療制度として始まります。

どうか私の主張に御理解いただくことを希望して、私の賛成討論を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（杉原豊喜君）

５番大河内議員

○５番（大河内 智君）〔登壇〕

私は第９号議案に対する反対の討論をいたします。

今回の条例は、法令及び佐賀県後期高齢者医療、いわゆる単純な言葉として広域連合条例というのが定められていますけれども、その定めほかに、武雄市が具体的にを行う事務的な事項について定められていますけれども、先ほど９番議員が申されました、国民の中にも多くの疑問なり、不安なり、不信感もあるということがあればこそ、先ほど22番議員も申されました、多くの自治体で意見書が出されているし、まず、なぜ一時凍結とか、先ほど言われた一時延伸等が出されるのでしょうか。本当に国民のため、緊急を要するのであれば、一時凍結等の納得いく理由の説明が必要だろうと思っています。

そういう意味で、先ほど申しましたように、基本的にこの条例は、広域連合条例の定められた以外で具体的に武雄市における作業等について定められていますけれども、まず、後期

高齢者医療制度そのものに多くの疑問点、問題点があるという時点で、この制度そのものに反対するために、この条例にも問題があらうと思って、反対討論いたします。

政府は、75歳以上の高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期化する傾向があるということで、高齢者の特性に応じた医療サービスを提供する必要があると、もっぱら医療内容の面から制度改正を強調していますが、本当のねらいが医療費抑制に向けた高齢者の負担強化にあるというのは明確だと思っています。疑問視されています。なぜ75歳で線引きするのかという部分も出ています。この点もなかなか明確な説明がなされていません。高齢者を一律に75歳を境として線引きをすることは、重大な人権侵害であります。

過日のマスコミ新聞でも、一つの例として、75歳になって、74歳のときと医療制度が変わり、そこで、あなたは年だから治療や検査はここまでにしなさいと言われたら、どう納得できるだろうか。75歳以上は生きていくために医療の助けを最も必要とするときです。人生の最期に命や生活が粗末にされないよう、十分な配慮と不安のない制度の再構築を求めたいというマスコミの報道もありますけれども、そういう中で、今回、この条例そのものは、この制度化での事務作業を行うための条例であり、平成18年の12月議会で、この広域連合の加入についての議論もされましたが、そのときも反対いたしましたけれども、そういう制度そのものの根源にかかわる部分の条例ですので、反対討論いたします。

よろしく御審議をお願いします。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第9号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第10号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第10号議案 武雄市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例であります。

第10条第1項には、緑地等の面積要件を緩和するという部分が規定されております。そういう中で、武雄市におきましても、武内地区適地と袴野工業地区適地の2工場適地を定め、工業立地用敷地の有効利用を図り、企業立地の促進を図るものであります。

本事件は、慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第10号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決をいたします。第10号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例でございますが、賛成多数にて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議論としましては、この条例と予算の使い方にあいまいさがあるというようなことで、その財源がまちづくり交付金からというのがおかしいということであります。まち交の使い方は、もっとほかに有効に使う手段があるのではないかなというようなことでございますけど、その答弁としましては、まち交の範囲内であり、単独でやるのは今の情勢で厳しいということで、できるだけまち交で対応していきたいというようなことでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

本会議の中の質疑でもいたしましたけれども、まず第1点は、屋外広告物条例と、それから、いわば憲法で保障された基本的人権としての表現の自由、その伝達手段。これを規制することになりかねない。これはどう論議されたのかというのが1つです。

もう1つは、本会議で提出された適用除外、10項目ありますね。これをずっと見ていきますと、例えば、適用除外の7、講演会、展示会、音楽会、協議会その他これに類する催しのためのもので、その会場のある区域に表示し設置する。これは適用除外する。そういった関

係で10項目ありますね。もちろん2の政治資金規制法に関する、いわば政治活動に対する適用はしない。そうすると、この条例で掲げている張り紙1枚5円、立て看板1個210円、これはどういう場合に手数料払わなきゃいけないのか。

もう1つは、これを条例化して、そして手数料が収入として上がってきますね。一体どれぐらい予算に見越しているのか。その3点をまず答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

1番目の質問としましては、手数料、県からの権限移譲であるということであります。

次、予算の計上とか、その前のことは、議論としては、そういう議論はありませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

だから、突然私質問しているわけじゃないんですよ。本会議の中でも表現の自由としての伝達手段、これを規制することはできない。そして、それは適用除外がありますということ、ここで資料が出てきたわけでしょう。ですから、この資料もありますので、じゃあどうなるのか。これ県からの権限移譲だからね、委員会で審議しませんでしたと。それはちょっと本会議で質疑した割には、その委員長報告というのは、どうかな、疑問に思わざるを得ませんよ。じゃあどういう内容であれば5円いただきますよと市が言うんですか。

もう1つは、土木事務所に問い合わせをして、西部地区の土木事務所管内では、16万円程度の収入が上がってきている。収入を上げるためには、どういう広告物、立て看板の場合、手数料を要求することができるのか。まちづくり交付金というのが国から交付されるわけでしょう。どういう場合にその交付金出てくるんですか。一般市民の人たちが、あるいは企業の人たちが広告物をやりたいと市に来たときに、まちづくり交付金との関係でどういうふうに出てくるんですか。そこは審査されたんでしょう。そこは答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時39分
再	開	10時55分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

委員長の答弁を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

お答えします。

1点目の憲法上の表現の自由に関してでございますけど、これは県条例の第16条の適用除外の中に、公職選挙法、公共の利益または公衆の利便、自家用看板、講演会等の案内看板、政治資金規制法に基づく政治活動などが適用除外となっております。

次に2点目が、どんなものが手数料対象になるのかという議論はありませんでした。

3点目の予算措置につきましては、収入は費目存置のみとなっており、支出については、現行職員で対応するということで、特に予算計上はしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

いたずらに長くはしませんけど、どういう場合に金取るのか。せめてこの1件だけ聞かせてくださいよ。委員長の考えでも。広告物手数料を取るわけでしょう。手数料を取るならば、こういう内容は1枚5円、1本250円取りますよという、せめてその論議したんじゃないですか。最後にこの1点だけ聞いておきます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長、後ほど調べてから。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

委員長もいろいろ御研究なさっているとは思いますが、今、質問の中でありました、委員長のせめて意見でいいから聞かせてくれということですが、私見を委員会報告にしてもらっては困ります。ですから、そこらについては、もう十分樋渡議員ベテランでございますので、御存じだと思いますので、そういうことをひとつ議長としてよろしく。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時58分
再	開	11時

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

建設常任委員長の答弁を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

わざわざ1枚5円を徴収するのかと。どういうふうにして徴収するのかという議論はありませんでした。しかし、具体的にその対象については議論はありませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第11号議案に対する討論を開始いたします。6 番宮本議員

○ 6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第11号議案 武雄市屋外広告物手数料条例に反対の立場で述べさせていただきます。

広告物の規制なり、コントロールしていくということについて、私も基本的に反対ではありません。しかし、先ほどの委員長報告にもありましたように、余りにも準備不足で、公正な執行ができない状態というふうに私はとらえています。先ほどの委員長のお話もありましたけれども、これが1週間後ぐらいですかね、4月1日の施行でありますけれども、予算の収入も費目存置ということでもありますけれども、先ほど言われたように、支出の予算が立っていないんですね。だから、口ではほかの人員を使っていると。それ自体がおかしいんですけども、人員はほかの人員を使っていると。そして、そういうことであれば、例えば、4月1日から収納をするわけなんですけれども、その収納をしたときの領収書の印刷代もないんですね。そしたら、どうするのか。またほかのやつを利用してするのかということであって、余りにも大きな権限を受けるに当たっては、ちょっとずさんであるということと反対している一つの理由です。委員にはやらせてみて、失敗すぎ失敗したところで文句言えばよかたということもありますけれども、もう明らかに不公正な状態で、私の考えではそれを認めることはできません。

第2点としては、この条例は景観条例と一体をなすものだが、必要な労力に対して効果がないということです。県から権限移譲を受けるが、3年間はこのままの状態を続けると、県と同じ状態を続けるということなんですよ。そしたら、例えば、人件費が1人500万円だって、もう収入が14万円だったですかね、24万円だったですかね。400万円ずつ損するわけなんですよ。このままだったら、県にそのまましとってもらったほうがいいんですよ。そういうことを考えて、この行革の中で、何も効果を出さないのを経費を使ってやる必要があるのかということで、第2点目として、効果が期待できないということで反対の理由としています。

3点目は、この詳細については、県の屋外広告物条例というのを知事のところを市長に読みかえるということになっています。だから、武雄市は単独で条例をつくりませんけれども、県の屋外広告物条例の一部修正によって、市の条例に読みかえることができるようになっています。しかし、これを見ますと、武雄市長に譲るべき項目が指示してあるんですけども、これの武雄市長のところが「武雄市長」となっておりまして、「武雄市長」というのはいいわけでありまして、この条例自体に瑕疵があると。瑕疵がある条例をもとに取り締まりというのですか、執行をしていいのかということを思いまして、以上の3点から反対の主な理由

といたします。（発言する者あり）

３点目としては、結局この条例は、県の屋外物広告条例を読みかえる形で、市の条例にかわるものとしてあります。そのところで、この条例自体に「式雄市長」となっておりまして、瑕疵ある条例に基づいて事業を推進することはできないということで反対いたします。

（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

私は、武雄市屋外広告物手数料条例について、賛成の立場から討論いたします。

景観と屋外広告物とは密な関係があるものとして、佐賀県屋外広告物条例の一部権限移譲を受け、事務を開始することとなり、武雄市屋外広告物手数料条例は、屋外広告物の申請時の手数料について定めた条例です。武雄市として、初めて行われる事務であり、屋外広告物について、現状や内容の調査、申請件数など、事務について未知なる部分や課題もあると思われます。しかしながら、手数料は県当局においても、これまでの屋外広告物の新規申請や継続申請などの場合、当然、徴収されているものであり、佐賀県屋外広告物条例の一部権限委譲を受ける事務に付随した事務であります。４月１日から開始される屋外広告物に関する事務に、武雄市屋外広告物手数料条例は、当然必要な条例であるという立場から、賛成いたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第11号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第４．第12号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第12号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を申し上げますと、３歳児以上、満６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある障害のある幼児の通院に係る医療費の個人負担分の２分の１を助成するものと説明を受けました。

質疑の中で、対象者はどれくらいかという質疑に対しまして、身体障害者につきましては、

3級以上から7級まで5名。医療手帳A、Bあるが、Bの方で2名、精神障害者の方は今のところ該当者はいない。障害福祉サービス受給者証をお持ちの方が11名で、合計18名。予算計上は20名で行っているとの答弁でございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第12号議案に対する討論を開始いたします。

〔29番「議長、議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

討論の求め方ですけれども、先ほど第10号議案で、たしか委員会では全会一致だったと思うんです。だから、そのときに反対という声じゃないですけど、省略と上がったんですよね。中身がわからないまま議長は採決されたわけですけれども、今回もそういう諮り方をされるんですか。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

一応、討論ございませんかという討論を求めています。その中で、反対であれば討論は省略というような声がございましたので、起立により採決を求めたという状況です。

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

だから、ここはお互い討論を、論を闘わすところですよ。だから、省略された場合は、例えば、委員会で反対意見があったという場合とか、あるいはまた関連して次を言った場合とか、そういうときは省略があるかわかりませんよ。じゃあ議長に聞きますけど、どういう関係でされたか。第10号議案は、どういう対案のもとに採決とられたんですか、じゃあ聞きますけど。

○議長（杉原豊喜君）

第10号議案に対しては、普通の議事進行の中で議事を進める中で、一応賛否をとっております。それで、討論も求めています。

〔29番「どっちの討論。賛成討論があったかね」〕

反対という声は上がりました。反対討論省略。

〔29番「声は上がりましたよ。だから、内容出たですか」〕

いや、内容出ておりません。今までの議事進行も今までどおりに、そのとおりにしてきておりますので、そういう採決の仕方をしました。

〔29番「議事進行」〕

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

それは全くいかんことと思うですよ。前の人が反対があって、先ほど24時間討論と言われたことがあるぐらいね。それは、24時間も賛成討論がそんな長いと初めて聞きますけれども、私33年間しておりますけどもね。やはり反対であれば反対が出る。それを見て議長はどっちがいいか、皆さんに諮るわけじゃないんですか。違うんですか。第10号議案の場合、中身が出てないと思います。私が聞き漏らしかわかんですよ。聞き漏らしかわかりませんけれども、反対の中身が出てない。出てないとき、やっぱり議長は促すべきじゃないんですか。私が出てないと勘違いしているか知りません。私が勘違いだったかわかりませんけれども、あっという間に過ぎてしまったんですよ。だから反対の中身が出た、どっちを聞いていいのかなと。ああこっちがいいか、こっちが悪いかで私たち決めるわけでしょう。初めから決めているわけじゃないですからね。だから反対の声が出たからでいいんですか。今からそういう諮り方されるんですか。

〔22番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。反対討論省略ということですので、起立により採決をしております。これがどこのどういう違いがあるか、ちょっと私もわかりませんが、そこら付近を御理解いただきたいなと思います。22番平野議員

○22番（平野・夫君）

黒岩議員が言われた、反対の場合の意見表明、討論の中身を表明する。これは原則でしょうね。ただし、議会運営の中で、常任委員会付託がありますよね。委員会付託方式でやっていると、そこでどういう議論をされているのか、付託案件以外については会派で勉強することがありますよね、本会議で質疑することもあります。じゃあ本会議の質疑というのは、議案に対する質疑を、もちろん反対の立場から質疑する場合がありますし、あるいは賛成の立場から中身を深めるという質疑の仕方もありますよね。最終日に一つ一つの議案に対して賛成か反対かと。その一人一人の議員の考え方の違い、価値観の違いによって違いますよ。そのすべてをここで討論しなければならないという会議規則はありませんね。私はそういった意味で、本会議中心の議会と、もう1つは委員会付託という点でのいいところもあるし、弱点もあるというふうに理解をしまして、さっき反対で討論省略と言ったところですよ。私は、それはそれで一つの見識だろうと思います。そういう運用の仕方についてはね。

以上です。

〔29番「だから、10号で中身が出てないでしょう。企業立地交付金で何か反対も出るとるじゃない」〕

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 11時16分

再 開 11時30分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

第12号議案に対する討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第12号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第13号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において、本委員会に付託されました第13号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、職員の休息時間の廃止に伴い、条例を改正するものとの説明を受け、これまでとどう変わるのかとの質疑に対し、これまで4時間ごとに15分の休息を取っていたが、この時間は給料に含まれているので、今回、国・県に準じて廃止をする。また、休息、休憩時間が、現在12時15分から13時までだが、4月より休憩時間を12時から12時45分までとするとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

賛成多数ということであれば、反対は何だったんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

賛成多数でございますが、その反対の理由というのは、採決をとった中で賛成多数となり

ましたので、理由といたしましては、わかりません。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それも議長と一緒にの立場ですか。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

審議の中で、そういう明確な反対というのがあればわかりますが、採決をとる中で反対があったということでございますので、そこまでは把握をいたしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それは議長も委員長もどうとらえるかは、あなたたちの勝手ですけれども、普通、通常、私が今まで思ってきたことは、まず委員会が5人あるなら、5人の意見をまとめていくように一生懸命していくと。この仕事があると思うんですよ。だからわからないところはいろんな意見を持ってくる。だから委員会は下調べしますからね。いろんな意見を持ってくる。そして、一緒にしようとする。しかし、どうしても相入れないところが出てくる、そういう意見が出てくる。そのときに、やむなく賛否をとったというんじゃないですか。そんな途中わからんで賛否とるんですか。議長と一緒にですね。それだけお答えください。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

賛否をとる……

〔29番「反対の内容を問うかというだけでよかですよ。はい、いいです。結構です。ありません」〕

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑をいたしたいと思います。

この休憩時間がなくなるということですがけれども、休憩時間は今まで12時から45分、45分から1時までの間にとっていたというようなことなんですけれども、大体休憩というのは、何か4時間内にとらなくてはいけないということで、私は3時にとってあると思っていたんですよね。それで、議会の控え室の放送というですかね、これ全体には消えているのかもし

れませんけど、何か3時に休みましようみたいな放送が流れていたような感じがするんですよね。だから、その辺についての論議とかあったかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

休憩時間、これは一応4時間ごとに15分とるということになっております。それで、そのとる時間がこれまで明確じゃなかったということでございます。例えば、12時から15分とって12時15分までを、これを仮に休憩としますと、それから今度休憩時間入って、1時までというような形もあれば、例えば、3時から3時15分までの休憩をとるというようなことも、これまででなされていたということでございます。ということで、そういう時間的な部分が明確でなかったということで、今回、そういう部分を明確にするためにも、12時から12時45分の休憩なんですけれどもね、これをとるということになるということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

その4時間ごとにとるというのは、法律じゃなかったんですかね。法律を守ってなかったということになるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

休憩は6時間以上ですよ。今おっしゃっているのは休憩でしょう。法律的にということですかね。

〔6 番「はい。違反していたんじゃないかということ」〕

違反ということはないと思います。労基法は休憩ですね。ということがあって、この15分というのは、もともと給料の範囲内ということでございますので、それをこれまでいつとっていたかというのがなかなか明確じゃなかったということでございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第13号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第13号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第14号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第14号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、学校教育法の一部改正及び教育施設の対象の追加に伴う条例改正で、自己啓発等の休業をとりやすくするために環境を整えるものとの説明を受け、質疑として、教育施設の対象の追加の中で、任命権者が認める教育施設に基準はあるのかとの質疑に、今のところ具体的な基準は設けてないが、きちっと運用するとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第14号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第14号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第15号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第15号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例。

本事件につきましては、後期高齢者医療の実施に伴うものと説明を受け、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第15号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第15号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第16号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第16号議案 武雄市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、今回、徴収方法を新たに公的年金から天引きする特別徴収が導入されるので、従来の徴収方法を今回、普通徴収の方法によって徴収する国民保険税を改めるものとの説明を受け、特段質疑もなく、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第16号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第16号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第17号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第17号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を報告いたしますと、後期高齢者医療制度開始に伴うもので、介護保険料、後期高齢者医療保険料と同じように、国保保険税についても年金から特別徴収ができるようになったものでございまして、徴収可能な条件は、老齢年金等の支給を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主の方で、さらに被保険者全員が65歳以上74歳以下の世帯となると説明を受けました。

12条の特別徴収で、年金18万円未満の方については、どうなるのかという質疑に対しまして、年金年間18万円未満の方は特別徴収ができない。また介護保険料、国保合わせて年金の2分の1を超えた場合も特別徴収はできないことになっているという答弁がございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第17号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第17号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第18号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例及び日程第11．第19号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例、2件の議案を一括議題といたします。

2件の議案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第18号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例及び第19号議案 武雄市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

以上の事件につきましては、上位法の学校教育法の一部改正により改正するものと説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

末藤福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

討論、採決を行いますけれども、討論、採決は議案ごとに行います。

第18号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第18号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第19号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12．第20号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託されました第20号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本事件につきましては、老人保健法の改正によるものと説明を受け、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第20号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第20号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．第21号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第21号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本事件につきましては、老人保健法の改正に伴うものと説明を受け、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第21号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第21号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14．第22号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第22号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を報告いたしますと、老人保健制度が給付事業から社会保険となることから、退職者医療制度が26年度までで廃止、これに伴う条文の整備、また特定健康診査の義務づけなどを規定したものという説明を受けました。

質疑といたしまして、40歳以上全員の通知はどのようにするのか、また75歳以上の人たちはどのようにしていくのか、同じようにやっていくのかという質疑が出され、40歳から74歳まで基本的には国保でそれぞれに通知をする。75歳以上の方は基本的には保険者が主体であるが、希望される場合については、市町村が受診券を配布するようになっているので、それぞれで受診していただく形となる。今までも75歳以上には通知をしていなかった。今までも希望され、必要な方は受けてください、必要な方は受診券を発行しますとなっていました。今までと大きな差異はないと思っているという答弁でございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第22号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第22号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15．第23号議案 武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において付託されました第23号議案 武雄市企業立地等の奨励に関する条例の一

部を改正する条例であります。

この審査については、企業立地法の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、固定資産税を減免した場合、交付税の算定の際に、減収補てんを講じるものということでありました。その施行に伴い、条例の一部を改正するものと説明を受けました。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

従来も企業誘致した場合の固定資産税の減免制度ありましたね。私は企業の優遇制度について、これまでも質疑をしてきたわけですが、今回出されている企業立地、産業集積にかかわって固定資産税を免除するという、前回の企業立地の特例、経済特区、そこにも固定資産税の減免があったと思うんですけれども、その際と大きく違うところがあるのかどうか。あるいは改めて第23号議案で出されているように、減収補てんを国はどのような形で補てんしていくんですか。一般的な交付税措置ですか、それとも科目を掲げて減収に対して補てんするという内容ですか。そこを答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

今までその減免措置もありましたけれども、ただ今回は、国がこの補てんを交付税によって算定するということであり、またこの23号の今聞かれたことに対しては、それとは別に今までは市が払ってしていたものを、前回の企業立地による減免措置とこの措置とは、これは24号のほうに出てきますけれども、今までの固定資産税の中で償却資産によるものを2年のやつを5年にというような減免措置であります。それでよろしいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

私は反対の立場から質疑しているんですけれども、前回の経済特区、これは工業用水を2,500万円を限度に無料にしますよというのがありましたね。もう1つあります。緑地を整備した場合、上限決めまして、そのときに固定資産税の減免というのは特別なかったでしょう。それと今回、5年じゃなくて5減5免でしょう。最初の5年間は免除します。あとの5年間は2分の1の減免でしょう。そこを聞いているわけですよ。だから、今度国が減収補てんをするというのは、固定資産税の減免措置、5減5免に対する減収を国が補てんすると。

さっき交付税で措置するとありましたね。前回の経済特区と違うのはどこですかと聞いたわけですよ。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

前回の工業用水並びにもう１つの補てんに関しては、用水か、もう１つは緑地帯の2,500万円のどちらかを選ぶ減免措置になっていたと、補助制度になっていたと思います。それもそのどちらかで補助するということでございました。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第23号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決をいたします。第23号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

ここで1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 12時 3 分

再 開 13時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第16．第24号議案 武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において付託されました第24号議案 武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

これにつきましては、現在の企業立地促進特区指定に係る奨励が、ことしの5月1日に3年間の期限が切れるために、今回、新しく申請する必要がある、その指定に当たり山内町並びに北方町を含めた武雄市全域として企業誘致を有利に進めようとするものであります。

今回の改正の内容につきましては、第5条に雇用奨励金として新規に雇用された従業員、

中小企業では５人以上、それ以外では10人以上とし、１人当たり50万円、限度額を2,500万円として追加するもの、また、第４条には固定資産税の減免措置がありますが、償却資産が２年間でしたが、５年間は100%、６年から10年までは50%として追加されております。

以上、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第24号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を求めます。

第24号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．第25号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

今議会において本委員会に付託されました第25号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例でございますが、これは第26号議案と同じく、附帯意見をつけての全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

皆さんお手元に配付してあると思いますけど、附帯意見です。

第25号議案及び第26号議案の中の既存入居者への対応規定について、国土交通省の指導にもありますように、暴力団員が非合法的集団であるということだけで即退去命令ができるかどうか、入居者の憲法上の居住権、既得権もありますので、より慎重に対応されるよう申し入れをいたしました。条例改正を受け、よりよい対応マニュアル、要綱を作成し、新たな問題が発生しないよう強く申し入れをいたして、全会一致の賛成となりました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

公営住宅、市営住宅に暴力団を入居させない、これは原則的には私賛成なんですけれども、この本会議での質疑の中で問題点が2つあったと思うんですね。入居している人たちがだれかの情報で暴力常習者であってみたい、暴力団構成員であるんじゃないかと、そういうおそれがあるという通報があった場合には、警察に照会をして、その事実、構成員であるかどうか確かめる、これがさっき委員長報告があったように、それに対して退去命令ができるかどうか。結論として退去命令ができるようになったのかどうか、要綱の中で。

もう1つは、これから入居しようとする人、例外なく警察に照会する、これは基本的人権に反するのではないかと。客観的にその疑いがある場合、疑われる場合ですね、そういう例外に限って照会するということはある話ですけれども、例外なく警察に照会をして、暴力団の構成員じゃないこと、あるいは暴力的な常習者じゃないこと、そういうことがなければ市長は契約に応じないというのが、この本会議での質疑の応答だったですね。

という、ここで附帯意見のよりよい対応マニュアル、要綱、これはどういう中身を指すんでしょうか、その2つのこと。退去命令する場合のこと、そして、例外なくすべての入居希望者に対して警察の照会がなければ契約をしないという、これは基本的人権に反するのではないかという疑問ですけれども、その点どういうふうにマニュアルに反映されるのでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

退去命令ができるかどうかということでありまして、その辺を慎重に対応すべきものということで議論をしたところであります。新規入居者についてはチェック、警察への照会とかで判明できるが、既存入居者への対応については、先ほど申しましたように、生活権、居住権等々について大変難しい問題があります。そこで、そのようなよりよいマニュアル、要綱を作成した上で取り扱いをされるよう、その具体的な中身については議論されております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

そうすると、これから入居を希望して抽せんに当たってね、これから入居を希望する人、例外なく警察に照会するんですか。本会議での執行部の答弁は、例外なく警察の照会が必要だと、だから、まず照会して警察が、いや、この人は暴力団員ではありませんよと、これがなければ市長は契約をしない、これが結論だったでしょう。回答やったでしょう。よりよいマニュアルの中にはこれが反映されるんですか。しないとかするとか、例外なくやるんだと、警察の照会を求めていくんだということには変わらないんですか。そこはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

ある程度新規入居者に対しては、待機待ちですか、入居の順番が決まった時点で、例外なくということではなく、順番が来た人に対して警察のほうに照会をやってもらうということでございます。

〔30番「ちょっと議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）

委員長の今の答弁は、平野議員の、要するにそういう論議が行われたかどうかの委員会の論議の質疑ですからね、それはそれで私は同じ気持ちで聞きたいと思っていました。だけど、今の答弁を聞いていますと、答弁の中で、例外ということではなくてというと、何か特定した人だけを警察に問い合わせするような表現を受けましたけれども、そういう論議が行われたかどうか、そこらはちょっと慎重に答弁していただかんと、基本的人権に係る問題でございますので、議長としてそこらについてはお取り計らいをお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本人の誓約書をもとに、原則、市として照会をすることということであります。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

大事な問題なんですよ。原則として照会すると、警察に対してね。原則というのは例外もありますよね。そうすると、このよりよい対応マニュアル、これから要綱を作成するんだと。ということは、原則照会することで、客観的にはこの人は疑わしいという幾つかの疑問が生じてくるという場合、警察に照会すると、何もない普通の人は照会せんわけですね。そうすると、先ほど委員長が答弁した、例外なく照会するという場合と、原則としては照会するけれども、例外としては照会しない場合もある、2つ解釈されるんですけどね、委員長答弁では。そこはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

その細かい部分について、原則と例外ですか、そこについての違いですか、それについ

ては議論はありませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

細かいところじゃないんですよね。原則はこういう場合だと、例外はこういう場合だというふうに、原則があれば例外もありますからね。ですから、その2つの具体例を、こういう人は照会するんだと、こういう人は照会しないと、少なくともそういう論議はあっていいんだらうと、その結果、よりよい対応マニュアルをつくっていくんだと。マニュアルの中には原則と柔軟に対応すると、両方あると思いますよ、委員長答弁したようにね。それはちょっと整理して答弁いただきたいと思います。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	13時35分
再	開	13時37分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

新規申し込みの場合は全員照会をするということでございます。

〔29番「議長、議事進行について」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

委員会でそう決めたように言われると非常に困るわけですがけれども、委員会で問題になったのは、既存入居者に対してですよ。だからその前に、この段階で平野議員の質問に対して、市長やったですかね、だれやったですかね、全部対象にするという話になって、その話は委員会では論議になっていないと思います。（「そんなら間違うて答弁してないか」と呼ぶ者あり）

〔22番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）

私は本会議で問題になった2つの点、既存入居者に対してどう対応していくのか、これはかなり論議になったでしょう。もう1つは、新規入居者に対して契約をする際に警察の照会

が必要なんだと、どうしてこれが必要なんだという、2つのことが論議されているんですよ。新規入居者を例外なく警察に照会するというのは、これは基本的人権の侵害じゃないかという問題点も指摘しましたけどね、審査されていないならされていない、そして、この件に関しては原則的には照会する、原則といえば例外もありますよ。それを区別して報告しなきゃいけませんね。だから、委員長報告をきちんと整理して答弁し直してください。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 13時38分

再 開 13時46分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

委員長の答弁を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

新規入居者に対しては契約をする前に全員照会をするという説明に対し、特段に異論はございませんでした。

次に、既存入居者については、国土交通省からの指導に基づきマニュアルをつくり対応するように申し入れたところであります。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第25号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第25号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18．第26号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

第26号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例でございますが、こ

れも先ほどの第25号議案と同じく議論をしましたので、附帯意見をつけての全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第26号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第26号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19．第27号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第27号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されることと、使用料及び手数料の支払い請求権の放棄に関する第6条を追加するものとの説明を受け、主な質疑として、この条例案は債権を放棄する条例案だが、逆に債権の取り立てや時効を防がなければいけないのではとの質疑に対し、今回の改正は、行方不明者や死亡者等は永久に債権放棄ができず、会計上の処理をしなければ正確な貸借対照表にならないということで、不納欠損をしても和解の債権として管理していくので、行方不明者等が納めることとなれば営業外収益として入れることは可能であり、債権放棄したものが絶対取れないということではないとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第27号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第27号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．第28号議案 財産の取得についてを議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において付託されました第28号議案 財産の取得についてでございます。

この土地は、保養村の土地の約1万平米でございますけれども、土地開発公社の健全化のために今回市が購入するものであります。委員の皆様から、今後のその買った土地についての活用方法についてはどうするのかというような意見が出ました。それに対して執行部からは、民間活力を生かした開発に努めていくということでした。

以上、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告します。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

買った土地について、民間活力ということですが、民間活力といえば簡単なんですけれども、具体的にこういうような方向とか、宿泊施設とか、広場とか、そういうふうな論議とか説明がなかったのが1点。

もう1点は、もとの購入価格が5,000万円と、買い戻しが1億3,000万円ということですね。元金よりも多くなってから、今買い戻すようになったことについての論議があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

民間活力を生かした開発ということで、我々もその辺について執行部にお尋ねしましたが、今後検討していくとの説明でございました。

また、購入時が大分前のことでございまして、約5,000万円ぐらいのあれが1億3,000万円という高額になったものに対しては、期間も長く、事務手数料、金利等による価格の設定ということでございました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第28号議案に対する討論を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第28号議案について反対の立場で討論させていただきます。

買い戻さなくては行けないと、それはやむを得ないところもあるかなというふうにも思いますけれども、やはりこの5,000万円で仕入れたのを1億3,100万円ですか、元金以上で買い戻すというところに、ちょっとやっぱり計画性のなさということを指摘して、反対を表明したいと思います。

また、何に使うかわからないというのも、もっと買うときにはある程度事前にその辺のきちとした調査もしてしかるべきだと思います。

以上のような2点から反対したいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。7番古川議員

○7番（古川盛義君）〔登壇〕

第28号議案に対して賛成の立場で討論をいたします。

この土地が24筆、田が5筆、畑地が2筆、山林が7筆、雑種地が10筆という24筆になっております。武雄の土地開発公社が5,000万円で購入をいたしましたが、事務費、金利等で8,000万円近くの負担が出ております。今後これをそのまま放置すれば、事務費、金利等、もっと高額になるものと思われます。ここの開発も今から民間活力を投入してと、前向きに開発をするということでございましたので、今後に期待をして、私の賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第28号議案は、産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21．第29号議案 市道路線の廃止について及び日程第22．第30号議案 市道路線の認定についての2件の議案を一括議題といたします。

2件の議案について建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

今定例会におきまして本委員会に付託されました第29号議案 市道路線の廃止について、

第30号議案 市道路線の認定についてでございますが、これは旧市道間を連絡する道路管理の一本化を図り、新たな市道として認定するために廃止とするもの、そして、その廃止した路線を1本として認定するものということであります。

これにつきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

討論、採決を行います。討論、採決は各議案ごとに行います。

初めに、第29号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第29号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第30号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23．第31号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第31号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についての審査内容と結果について御報告いたします。

本議案は、郵便貯金法の廃止に伴い武雄市土地開発公社定款の変更を行うもので、施行期日は佐賀県知事の認可のあった日からとの説明を受け、質疑もなく、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第31号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第31号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

賛成、反対の討論のあれをされる場合は、聞こえるように発言をお願いしたいと思います。これからは聞こえなかった場合は、そのまま議事進行させていただきたいと思います。

日程第24．第32号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第10回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第32号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第10回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,650万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億3,974万1,000円とするものとの説明を受け、主な質疑としてはゴルフ場利用税交付金の減額の理由について質疑があり、これはゴルフ場の等級が下がったため利用税が当初の見込みより減額になったとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において分割付託されました第32号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第10回）についてでございます。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について少し説明申し上げます。

第6款1項・農林業費の3目・農業振興費では、佐賀地域水田農業確立条件整備事業として230万円は、志久東部機械利用組合補助金として345万円を当該組合に支払っており、3月までの納期で全額返還させていただくようになり、そのうち県補助相当の230万円を県に支払い、差額の115万円は市への返還分となっております。

また、7目・北方志久排水機場費については、地元の検討協議で地下燃料タンクと樋門の修理が一時中止され、発電機修理のみとなり、574万3,000円の減額であります。

第7款・商工費については、観光費では6月に泰造展のために600万円を観光基金から繰り入れましたが、9月に県の合併交付金の一部の事業採択を受け、400万円ではよかったということです。また、600万円を給湯事業から繰り入れるために、19年度で観光振興基金が1,800万円になる予定と説明を受けました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

志久排水機場に関して、何か新聞では1年たっているから訴求しないようなことを書いてあったと思うんですけども、じゃないのかな。（発言する者あり）それかなと思いましたので、お金を返還するのは、それに関しての返還かと思ひまして、わからないんですけど、そこについて議論があったかお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

済みません、今のは排水機場じゃなくて機械利用組合のほうですかね。（発言する者あり）その機械利用組合については、今報告したとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今報告されたとおりでございましたけど、345万ぐらいやったですかね、これについて利息はついととですか。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）

それについては尋ねていませんけれども、多分ついていないと思いますけど、それによ

しいでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから返還金といえば、本当は罰則的なことですよね。その罰則に対して利息はつかないということがどうしても理解できないんですよ。だから、当然そこは中身について調べておくことであって、調べていないということであれば、345万円が妥当かどうかわからなかったら賛否できないですけどね。それがいいのか悪いのか。賛成、反対はですよ。ここで、流れはずっとあるかもしれませんが、やはり先ほどから言うように、非常にいびつですよ、やり方が。やはり賛否をとるためには、そこまで踏んでいって、じゃ、それがいいか悪いかも調べにやなりませんので、そこはどうなのかということを答えなければ、やっぱり賛否できないですよ。そういうことは論議にならなかったんですか。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

本当に今言われるのが当然かもわかりませんが、委員会では論議をしておりませんので。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託をされました第32号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第10回）、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本定例会において本委員会に分割付託されました第32号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第10回）でございますけど、全員賛成でもって可決すべきものと決定をいたしました。

主な議論の内容としましては、第13款 1 項 4 目の土木使用料で、市営住宅の家賃の現年度分の減収と滞納繰越分と特定公共住宅家賃の現年度分の収入の減でございますけど、特定公共住宅家賃は入居者の減ということと、あと市営住宅家賃の現年度分の滞納ですね、これについてはその滞納者に対してどう対応しているかという質問に対して、戸別訪問等を現在行っていると、最終的には今後連帯保証人に対しても債務を取っていただくというような答弁をいただいたところであります。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第32号議案に対する質疑をとどめます。

第32号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第32号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25．第33号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、福祉常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第33号議案 平成19年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第33号議案に対する討論を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第33号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉原豊喜君）

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26．第34号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第34号議案 平成19年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第34号議案に対する討論を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第34号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27．第35号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第35号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）でございますが、賛成多数によって可決すべきものと決定をいたしました。

議論としましては、E M菌の20万円の減額の理由ですね、これは4月から10月の間にE M菌滴下を平成19年度は試験的に行ったということで、業者によれば水質の安定性に若干狂いが生じていたためにE M菌の滴下をしなかったのではないかとということで、20年度当初予算については19年度当初の予算額と同額を計上したということでございます。

そういうことと、あと、試験的に行ったということであれば、それに対してのデータがあるはずであって、データがないのがおかしいということで、それはやっぱり比較対照にするためには、絶対値を出して科学的にデータを出して説明すべきことじゃないかということでございます。

それともう1点は、川内地区の事業が終わったのだから、それに対しての清算ですか、そのような内容についての資料を示してほしいという意見も出されました。

また、手数料970万円の減額の理由として、矢筈地区のほうで汚泥引き抜きを平成18年度は毎月10トン、年間120トンやっていたのが、45トン減量できたためであって、これで手数料の減額ができたということであります。これに対して、執行部の努力によって残額が出たものは、もっと発表して、今後もぜひ努力したいというような意見も出されたところであります。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第35号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第35号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について反対いたします。

もう少し詳しい説明が委員長からありましたら、反対討論しなくて済んだわけでございますけれども、具体的には先ほど委員長申されましたように、事業費の中の原材料費、E M菌購入費20万円の減についてであります。

執行部の説明では、試験的に4月から10月までの半年間、E M菌の滴下を行ったためとのことです。しかし、せっかく試験しても、何ら実験データの提出もなく、可視状態で効果があるようだとのことです。E M菌の効果について実験するのであれば、観念的ではなく科学的な数値を持って判断すべきであり、あらゆる文献等を取り寄せての比較でなければならな

いと思います。科学的に裏づけされた根拠もなく、ただ単に水がきれいになったようだとか、蚩やカワナナがふえたようだけでは、住民は到底納得いたしません。もちろん、これまでは環境美化の啓蒙啓発運動には大いに役立ってきたとは思いますが、これを機会にE M菌の効果については科学的な立証をもって議会に提出すべきだと思います。

以上の理由をもって本案に反対いたします。

なお、議案第46号についても関連がありますので、ここで反対をいたしておきます。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

第35号議案 平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

農業集落排水事業の役割であります農業用水の水質の保全、農業用排水路の機能維持、快適な農村環境の整備により、豊かな自然環境を保全するための重要な施設であります。平成15年4月1日供用開始以来、順調に家庭雑排水や、し尿の処理が行われています。当初、地元においては浄化センターの臭気についての不安が数多く出されていたので、この対策についてと維持管理コストの軽減を図るため、このE M菌の活用方法を取り入れられ、臭気に対する対策及び汚泥の減量化については、一定の成果が得られているものと思われます。今後なお一層の努力により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図られるものだと思います。

以上のことから、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第35号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第28．第36号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第36号議案 平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）でございますけど、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。特に議論としてはありませんでした。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第36号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第36号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第29．第37号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第37号議案 平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）でございますが、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第37号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第37号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30．第38号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

今定例会において付託されました第38号議案 平成19年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第5回）についてでございます。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、内容につきましては、本会議でも出ましたように、ことしの売り上げが8億円減収したにもかかわらず、基金が不用になったということでございました。それを聞いてみますと、売り上げの減の原因については一般開催の3日間が開催できなかったこと、また夏から秋にかけて売り上げが低迷したことによるものということでした。

なお、新たに制度化された日本自転車振興会還付金が平成19年度から23年度までの5年間に還付されることとなり、8億円の減収に伴う必要経費等を引いてみますと、一応予備として約1,200万円が残るということでした。

以上、御報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第38号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第38号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第31．第39号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

それでは、御報告いたします。

今定例会において付託されました第39号議案 平成19年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）についてでございますが、慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まだ温泉にはなれないもんですから、質疑させてください。

普通一般的にこの温泉水をもらわなくてお湯を使っているところは入湯税がかかりますよね。入湯税。普通、一般的に温泉といえども、例えば、かんぽかしれませんけれども、そういうところは直接自分のところに湯がないから入湯税は払わなくていいわけでしょう。入湯税ですね、ここで払いよっけんね、ということになるわけですかね。

それと、使っていたら払うということであれば、ここで黒字だということですがけれども、よく考えれば、やっぱり武雄の観光から考えれば、こういうのはとんとんでいいと思うんですよね。意見ですけどね。そう思うんですよ。だから、そういうことで、広く返すと、分け与えると、お湯を持っている人にね、あえて黒字にせずに、そういう意見は出なかったでしょうか、お伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

一応泉源を持ってあって、それから各旅館、温泉施設等に給湯している、その使用料をいただいての会計でございますけれども、泉源のバルブの修理とか、いろんな管理上、経費のかかるものもございますので、その分は必ず必要ということであります。

それと、その広く与えるのも、本当観光都市としてはいいかもしれませんが、その経費が必要上は、また今後一応1億円ぐらいの設備投資も必要だろうということで、やはり基金の重要性は必要という執行部の答弁でありました。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私の認識不足ですがけれども、例えば、どこでもいいですけど、七彩の湯ですね、結局ああいうところは入湯税の目的税がかかるわけでしょう。入湯税の目的税がかかりますもんね。だから、それはやっぱりそういうところの目的に使わなければならないと。しかし、この場合は一つの温泉をもって分け与えるわけでしょう。そう考えていけば、そこでやっぱりペイするというのが、通常ペイするというのが、必要最小限の建設改良は要るかわかりませんが、そこに使うというのが大事じゃないか、そういう論議はなされなかったんですかと聞いたんですよ。

○議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

委員会においては、そういう論議はしておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第39号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第39号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第32．第40号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第40号議案 平成19年度武雄市病院事業会計補正予算（第3回）の審査内容と結果について御報告をいたします。

業務の予定量、また収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債等の補正の説明を受け、採決の結果、本議案は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第40号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第40号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第33．第41号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました平成19年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回）で

ございますが、全員一致でもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

補正の主な内容としましては、九州カイトン工業の撤退による減額の17万1,000円の4カ月分、これと武雄川改修工事に伴う淵ノ尾橋本設工事に係る受託工事の収益でございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第41号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第41号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

日程第34、第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算の審査内容と結果について御報告をいたします。

主な質疑として、議会費の中で放送設備工事費が計上され、マイクを設置することだが、どのように活用するのかとの質疑に、議案審議等が議席より発言することができるので、時間短縮になることと、この設備は可動式なので、議場だけでなく全協室等の会議にも活用できるとの答弁がなされ、また、企画費の地域振興費で人づくり、まちづくり補助金の内容について質疑があり、市で交付要綱を定めており、これに基づいて助成を行っているとの答弁がなされ、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

今定例会において分割付託されました第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算についてでございます。

慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について、少し御説明いたします。

第6款・農林業費中のイノシシ肉のブランド化に向けた新規事業の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のイノシシ肉加工施設建設のための1,167万5,000円であります。事業としては猟友会役員が中心となり、仮称でございますけれども、武雄鳥獣加工処理施設組合が主体で、総事業費が1,869万円ぐらいだったと思いますけれども、申しわけございません、これは国が50%、市が10%、事業主体が40%負担するとのことでした。

市は建設費のみの補助で、販路拡大や宣伝などをお手伝いするものの、運営費についてはすべて事業者が負担するというところでございました。

また、駆除期間だけではなく、狩猟期間を含めて採算分の確保が可能で、年間約230頭の処理が可能ということでもございました。

場所については、山内町の旧給食センターの跡地ということでもございました。

また、次に、レモングラスについて、今年度は武雄育ちのレモングラスとして、ほかの自治体で生産されたものよりも優位性を保つために、本格的に製品として出荷するために商標登録を出願するということでもございました。

また、この苗につきましては、現在委託をお願いしています川内地区、中野地区、黒尾地区の代表者が役員として法人を立ち上げられておりますので、そこに売却し生産加工をしていただくようになっております。

市としては、今回タイへ製油化の研修に1人、また、東京、大阪で市場調査を行うという経費も出ておりました。

また、委員会としましては、現在保養村のスカイバスの今後の廃止を含めた検討や物産祭りの競輪場開催実施の検討、また、空き店舗対策関連補助金として制度の目的を達成できるよう努力を求めて、委員会全員で可決いたしました。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託されました第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算、本事件につ

きましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を報告いたしますと、まず、57ページ、地域福祉支援システムの事業内容はどのようなものか、また、個人情報保護の関係はどうなっているのかという質疑に対しましては、災害時援護者避難支援プランを昨年の11月計画策定したもので、対象人員は高齢者世帯、単身高齢者4,640名など、援護者全体で合計の8,482名を想定している。災害発生時に住所を瞬時に把握し、安否の確認、早急な避難や救護につなげるため、災害要援護者の台帳をシステム化するものである。個人情報保護については十分配慮を進めていく。武雄市情報公開審査会で審査していただき、これだけの方については内部の情報を共有するというところで了解は得ている。個人に対しては同意を求めて初めて公表するということになるので、8,482名分の個人の同意を得るように確認作業を今からするという答弁でございました。

次に、140ページ、白岩体育館防水工事は昨年もあったのではないかという質疑に対しましては、昨年、高校総体のときに雨漏りをしたので4分の1を改修した。残り4分の3があり、平成20年度で残りの分の4分の1をお願いしているという答弁でございます。

同じく140ページ、学校給食センター職員の増ということだがということに対しましての質疑がありました。答弁といたしまして、現在の配置状況は山内の給食センターが正規職員4名、臨時2名、北方のセンターが正規3名、臨時で3名であるが、20年度予定として山内が正規5名、臨時1人、北方が正規5名、臨時1人ということで、それぞれ6人体制で考えているとの答弁がございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に分割付託になりました第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算でございます。これは、賛成多数によって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

その賛成多数という中身でございますけど、要するに集合住宅処理は今後維持管理費用だけでも莫大な金額になると、この辺をもうちょっと考えていかなければいけないということで、今後、農業集落排水、公共下水道、合併浄化槽ですね、戸別の、そのようなものを生活排水全体として見直すべきではないかという意見でございます。それに対して、答弁といたしましては、1戸当たりの金額が公共で100万円から200万円、農業集落排水で150万円から200万円、7人槽の合併浄化槽で5万円となっているというようなところから、家屋が密集

しているところ以外は戸別でというふうに、今後マップの変更、見直しなどを検討しようとしているということでございました。

次に、あと１点は、第８款２項１目の道路橋梁総務費の中の国道498号線の整備促進期成会の今までのやり方といいですか、そこに負担金での期成会の要望、陳情のあり方と路線の方向性、その辺に疑問点があり、無駄遣いではないかという指摘でありました。そのようなことから、賛成多数ということで原案どおり可決することが決定いたしましたことを報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて、第42号議案に対する質疑をとどめます。

第42号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第42号議案 平成20年度武雄市一般会計予算について反対をいたします。

ただいま委員長から説明ございましたけど、もう少しつけ加えて反対をいたしたいと思えます。

先ほど申されましたように、具体的には土木費の国道498号整備促進期成会負担金と武雄市国道498号整備促進期成会補助金についてであります。

まず１つには、国道498号整備促進期成会に負担金と補助金が出されている矛盾についてであります。団体が違うからといっても、屋上屋を架すこのやり方には反対であります。

また、提案項目の中に国道34号線から松浦バイパスまでの整備促進がうたっておりますが、住民の願いから考えれば、伊万里からの延長は川上から北方、朝日線を通り、国道34号線と接続させ、さらには北方江北34号線バイパスへと接続させるべきであるにもかかわらず、何ら検討されないまま、惰性的としか思えない提案活動が続いております。これでは多額な経費を失うばかりではなく、逆効果であり、何のための提案活動なのかと大きな疑問を持ちます。

原則的に道路は住民の暮らしを守るものであり、地域住民の要望にこたえるものでなければなりません。今、国会でも議論されておりますが、地域住民のための道路をつくるのに、提案活動の名のもとに行われている陳情活動を国土交通省に対してしなければならないという今日の現実、また、国土交通省の機嫌を損なえば道路ができないので、国会議員を先頭に陳情活動をしなければならないという今日の現実、さらには国会議員の力関係で路線採択の優劣が決まるなど、許しがたいものがあります。

言うまでもなく、その原因はまさに道路特定財源にあります。さらに、道路特定財源の暫

定税率問題では、正しい言葉は廃止ではなく期限切れです、暫定税率廃止ではなく、暫定税率の期限切れです。しかも、新たに決めなければ暫定的な税財源であるので、期限切れとなり、新たに決めなければなくなるのにもかかわらず、既に暫定税率延長が決まっているような見込みで予算組みをしながら、決めてもらわなければ現場が困る、この場合、現場とは自治体のことですが、決めてもらわなければ現場が困ると、混乱の責任を他人に転嫁して騒いでいる首長たちの姿を見れば啞然とし、あきれ果てて物が言えません。言い直しますと、今までの暫定措置は3月末をもって切れますので、4月からは論議を深めて、新たに決め直さなければならないのであります。盗人たけだけしいとまでは言いませんけれども、予算措置をしているから金をよこせの論法は通用しないばかりか、子供たちの教育上にも必ず悪影響を及ぼすと思います。

道路特定財源が一般財源化すれば、こんなこともなくなります。武雄市議会は常に住民側の立場に立ち、暫定税率は見直しすべきだとして政府へ意見書を送付しました。このような議会は全国広しといえども、武雄市議会だけしかないかもしれません。言いかえますと、武雄市議会だけが本当に住民側に立った視点で暫定税率見直しを政府に求めたという全国でも数少ない先進的な議会であり、大きな自信と誇りを持つべきだと思っております。今こそ陳情行政はやめて、路線決定などはもっともっと住民側に立った立場をとるべきだと思いますし、国土交通省への提案活動の名のもとに行われる陳情、頭下げは直ちにやめるべきだと主張し、2つの理由で反対討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

賛成討論ございませんか。討論ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

あわせて、議案第42号 平成20年度武雄市一般会計予算に反対の討論を申し上げたいと思います。

合併して2年がたちました。市長は3月定例会の演告で、新しく生まれ変わった武雄市をぬくもりのある元気なまちづくりを推進することを表明されました。また、この言葉は、その前にも市長の具約で、また同じく市長選挙広報にても、ぬくもりのある元気な新武雄市創造を掲げて市政の推進をこれまで図ってこられました。

では、2年たちました武雄樋渡市政の2年間と当初予算に盛り込まれています市長の政治姿勢について、ぬくもりとは言えないと思う点を申し上げる次第であります。

第1に、これまで武雄市一般会計から1円も支出していない市民の命と医療を守るための市民病院問題であります。12月、そして今3月定例市議会を通して明らかになったのは、市民病院経営改革基本方針を策定する過程で、当初から市民病院存続を切り離して独立行政法人化か民間移譲かを示し、これが病院側と関係者の不信感を招いた責任は重大であり、まして民間移譲が特定の病院名まで取りざたされた市長とピラの内容は、それに追い打ちをかけ

たものでありました。市長がぬくもりのある武雄市というなら、市民病院を大切にしてほしいと願う多くの市民は樋渡市政の冷たさに憤りを覚えるものであります。直ちに市民病院の混乱をもとに戻すために、救急告示病院機能を回復することを強く求めるものであります。

第2に、市民の命を守る救急搬送告示病院として機能を持つ、また地域医療の中核病院、後方支援病院としての公立病院には1円の赤字も認めないという市長の政治姿勢を示しながら、市長は今回の機構改革でレモングラス課の新設を掲げられました。武雄市の顔づくりにレモングラスをPRすると言われますが、私たちはレモングラスよりも、安心して住めるためには、いつ事故に遭うかわかりませんし、まして病気はいつやってくるかわかりません。若いも若きも、市民にとってどちらが本当に役に立つのかは、明らかに市民病院の役割ではありませんか。

これまでレモングラスに平成19年当初予算、補正予算、そしてまた人件費で約1,000万円を投入されております。今20年度当初予算にも203万円計上をされております。これに、新たにレモングラス課長の機構改革に要します人件費を加えますと、まさに今年度だけでも1,000万円を超えるのではないのでしょうか。これまでレモングラスに5人の職員がかかわっているではありませんか。この2年合計しただけで2,000万円を超える金額になるではありませんか。このような支出は、市民には心に響かないのではありませんか。

さきの12月定例議会の一般質問で、農業農政に関して市長は答弁で、農業分野における小泉構造改革は失敗だったと明確に言い切られました。まさに国の農業政策の失敗を認められました。今、どうして失敗だったんでしょう。それは、国や政府はまさに農業者の気持ち、現場の声を聞かない農政の姿ではありませんか。まさにこのことを教訓にするならば、同じように私は医療分野において国が示す骨太の方針2007公立病院改革ガイドラインが、市民にとって市民が安心して医療にかかるという気持ちをさかなでするガイドラインではありませんか。国の方針は、現場の声を聞かない農業分野だけでなく、医療分野においても同じことが言えるのではないかということを指摘したいのであります。

地方自治体の目的は、御存じのとおり第2条で地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することを明確に述べているではありませんか。

今、武雄市民のこの2年間の市長の独断先行の市政運営を批判する声は日に日に大きくなっていることを申し上げ、市民の健康と福祉を守ることを求め、反対の討論を申し上げる次第であります。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

一般会計の当初予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

実は私は、今、人口5万人から5万5,000人の間の全国の市町の実態と武雄市の比較を行

っている途中であります。財政の問題について、具体的に数字を、これは決算カードというやつなんですが、決算状況が1枚の紙にそれがされるという部分です。これをすべて寄せまして分析をしているところでもあります。

武雄市が平成18年の3月31日で人口5万2,546人、全国5万から5万5,000人ぐらいの地方自治体どれぐらいあるのかということで、私の計算によると46市町あります。その46市町の人口は大体ほぼ同じですから、歳入歳出の構造も大体ほぼ200億円から250億円ぐらいの間にっております。財政規模も多少のこぼこはありますが、そういう状況です。

私が着目しておりますのは、市町村税の状況というところを確認いたしております。全国46の市町、武雄は大体どこにあるのかですね。市民税の税収を見ましたら、実はワーストテンのうちの下から8番目が武雄市であります、約47億円。ベストのほうを見ましたら、1番は実は静岡県裾野市、武雄市が47億円に対して裾野市は121億円という収入、約3倍ですね。ベストテンを見ますと、大体10番目ぐらいになりますと約80億円ぐらいになります。ワーストワンは雲仙市ですね。これはもう合併したすぐですから34億円です。豊見城市というのが36億円ですので、端的に言う一番下から上まで同じぐらいの人口規模であっても約40億円ぐらいから120億円ぐらいの間に、こんなに財政の自主的な能力の差があるというのが現実として私も実感いたしました。

ですから、市税収入が200億円前後だとすると、そのうちの120億円を市税収入で賄っているところと、200億円ぐらいの歳入歳出規模のところでは約40億円ぐらいの市税収入のところについては、財政的な運営というのは全く違ってくるというふうに思うわけです。そういう意味で、私は今、武雄の置かれている状況、現状を含めて、どのような方針、方策をすべきなのかというのは、非常にそういう面ではいろんな意見があり、いろんな事業をしなきゃいかんというふうに思うんです。

端的に一言で言うと、お金がない中で、私たち何をしなきゃいかんかということ、知恵で勝負するしかないんですね。そういう意味では、よその市町村がやっていないこと、あるいは、よその市町村は取り組まなくても十分やっていけることとか、いろんな意味で今までかかってきた過去のいろんな経過を引き継ぎながら、次の未来をしていくための知恵をしなきゃいかん。さっきレモンガラスの話がされました。確かに一過性というふうに、今見ると1年2年のスパンで見ると、果たしてそれが本当に市民に対してプラスになるのかということ、それは私はこの単年度、あるいはこの二、三年というスパンで見ると、その分については非常に評価が低いというふうに思うんです。しかし、これが将来的にどういうふうにしていくのかということを考えていけば、それについてはまだ評価をするという段階では私はないと思います。

北海道にワインの有名なところがありますね。（「池田町」と呼ぶ者あり）池田町、あの方が昔ワインをするときに、町長になったときに、同じような話があったんですね。結局、

ワインのワの字もないようなところを、町長のアイデアで一職員をつかまえて、おまえちょっとワインを、野ぶどうがあるから、これを使って何かしろということで、思い切ってワインをつくるためにヨーロッパに職員を2年ぐらい派遣して、そこで技術をマスターして持ってきたという、そういうのがあるんです。ですから、インターネットで池田町を見てもらいたいんですけども、今ではそのワインを町の産業として、その産業のワインの結果によって、それを一般会計に繰り入れしているという、そういう状況もあります。そういう面で行くと、レモングラスになるとは言えませんが、そういうことも一つ考えられるのではないかなと思うんです。だから、問題はそういう知恵をやっぱり私たちが出さなきゃいかんというふうに思います。

先ほど黒岩議員のほうで国道498号線の問題でありました。ですから、私たちも知恵を出せということによって、無制限にいろいろ取り組んでいいということではないんですね。目の前の部分を着実にやっぱり実行し、あるいはそれを修正していく必要があるというふうに思うんです。指摘は確かにそのとおりだと思います。498号線そのものは、やっと出口が、出口といいますか、武雄のほうですね、伊万里からずっと来て、やっと武雄の出口が決まったばかりであります。そういう面では、それを含めてやっぱり行政としてはきちっとやらなきゃいかんというふうに思うんです。マイナスのことをプラスに転化する、そういうつもりで市長も取り組んでもらいたいし、また、そういうつもりで予算も組んであるというふうに思うのであります。それは執行部含めて、部課長、職員挙げて、あるいはこの議会含めて一体的にやっぱり取り組んでいく、いかに身になすことにしていくかということが大切だろうというふうに思っています。

企業誘致も大変お金がかかります。私自身の個人的な考えで言いますと、部長でしたかね、副市長やったですかね、企画、財政のころに企業誘致のお金が大変削られまして、一時200万円か300万円ぐらいでしたよね。パンフレットつくれるかどうかぐらいの予算まで落ち込んでいました。よそがやらないときに、確かに経済状況が非常に悪くなっていたんですが、よそがやらないときに武雄がしないと、よそが企業誘致をどんどんやり始めたときに、武雄みたいに小さいところはどこも相手しない、どこも相手しないときにあえて行くから記憶に残って、だから、この企業誘致の分の200万円ちょっとぐらいの予算を、やっぱりふやしてPRすべきではないかということを昔指摘したことがあります。

ですから、そういう面では的確に将来的に手を打っていくということも、ひとつ必要ではないかというふうに思います。実践はいかにしてこれを実のあるものにするかということが、私たちの肩にかかっているというふうに思います。執行部に対してだけではなくて、私たち市民もともに頑張ろうという、そういう気持ちで賛成討論をさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

○ 6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

第42号議案に反対の立場で討論させていただきます。

一応反対する以上、理由がなくてははいけないし、今まで言われた理由であれば言わなくていいんですけども、別の理由ですので、申し述べたいと思います。

まず、歳入です。

レモングラスなり、給湯会計からもらった観光費用などをたくさん使ってPRをしているんですけども、ところで、今度の新年度予算ですね、それが具体的に科学的データであられ、入湯税の収入を見てみると、また去年と同じでふえていないんですよ。だから、財政的には全然効果ないと判断してあるのかなと、その辺がまたおかしいなというふうに、金はどんどん使うが入湯税はふえませんと、予算として整合性があるのかなというふうなことを、まず1点思います。

次ですね、収入で言えば、カレンダー広告収入が48万円、販売収入が2万円ということで、またマスタープランのカレンダーを出されるのかなと、その辺もちょっと疑問だということで、反対の一つと挙げております。

また、歳出については、先ほど言いました屋外広告物手数料収入のための広報や実態調査の費用が予算化されていないと、だから、実際できないんじゃないかなということです。

また、任期2年とされた副市長について、十分な検証もなく継続させられることへの反対ですね。副市長1人当たり年間約1,000万円の費用がかかるが、先ほどのEM菌じゃないですけども、その科学的効果を出さずに継続するということはいかななものかなと、そして、ほかの他市の自治体でも1人でもやっているところも十分あるわけなんですよ。だから、何で武雄だけそれができないことがあるのだろうかという疑問があります。

それで、あとは協働まちづくり地域交付金についても、多分総額は1億円以上になると思うんですけども、これについても条例をつくらずに、要綱で支出しようとしているわけなんですよ。だから、広告物なんかの条例を定めて、それに基づいて今後の将来を考えていくような、その条例自体にしていけないものにしていかんと思いうんですけども、今度の支出も要綱に基づいていると。要綱というのは、議会にかけなくても、ずっと執行部内で変えていけるわけなんですよ。だから、今度は協働まちづくり交付金を減らそうかなとか、ふやそうかなと、自由にできると。だから、もっと条例をぴしっとつくって予算化すべきではないかなというように思っています。

もう1点は、廃プラスチック処理の委託料のことです。一般質問で言いましたけれども、市長の公約ではその廃プラスチック処理はゼロ円と書いてあるんですよ。しかし、実際500万円ぐらいの予算を組んであります。そして、これの分別のやり方は、一般質問でも言いましたけれども、廃プラを集めて、容器プラを集めて、それを業者に手選別でトン3万円をお願いして、またそこで不適合物はクリーンセンター1万8,000円。計4万8,000円もかか

ると、本当にこれがエコなのかなと。鹿島市の場合にはほとんど費用はなくてやってあるわけなんです。だから、本当にこれがエコなやり方なのかなという疑問を持っています。

また、今度の予算のつくり方が違うのかもしれませんが、流鏝馬の観覧席をずっと、観光客対象としてあったと思うんですけども、今度それがどうも見当たらないということで、どこにどういうふうになったのかなと、その辺もよくわからないということもあります。

以上、ほかの議員と違うところで、この案に反対するところについて述べましたが、以上のようなことで反対の討論とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第42号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、3時30分まで休憩をいたします。

休	憩	15時20分
再	開	15時30分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第35．第43号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第43号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な審査内容を報告いたしますと、74歳以下の負担増にはならないとはっきり言えるのかという質疑に対しまして、所得が変わらなければ税率等は変更していないので、基本的には変わらない。しかし、非常に高額な方で、限度額を超えていらっしゃる方は3万円上げることになるという答弁がございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第43号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

第43号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

国保会計に新たに導入されたのが3款1項、後期高齢者支援金5億5,048万円であります。後期高齢者支援金等課税額は、所得割率は現行の基礎課税額の所得割率11%から8.8%の後期高齢者の保険料の所得割を引いた2.2%。均等割額は6,600円、平等割額は5,800円となっております。後期高齢者医療特別会計の歳入の4割とされている支援金の国保会計の分であります。

後期高齢者の保険料は、医療費の推移を見ながら、2年ごとに見直されることとなっており、支援金の負担増も考えられるところであります。しかも、今回の国の医療改悪の中で、40歳から74歳以下の特定健診が法律的な義務が強化されました。予防を重視していくのは当然でありますけれども、予防を重視し、健康を保持する課題は重要であります。

現在、住民健診の受診率20%を、5年後には65%以上に引き上げることを国は目標として定め、自治体に求めています。これを5年後にクリアした自治体とクリアできなかった自治体に分け、65%クリアできなかった自治体にペナルティーを科す。これは大変とんでもないやり方であると思います。

前期高齢者には法的義務を強化し、75歳以上には法的義務をなくす。年を重ねるにつれてみずからの健康にはみんな関心が高まってきます。74歳以下、75歳以上と差別するなどの特定健康診査は許されるものではありません。これらの内容を含む平成20年度武雄市国民健康保険特別会計予算には反対であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。25番牟田議員

○25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

福祉文教常任委員会の牟田でございます。

ただいま、後期高齢者という言葉が使われまして、この国保医療、大変難しい場面に来ていると思います。

制度疲労という言葉がありますけれども、多角化、国際化、いろんな世の中のドラスチックな変化によって制度自体が疲労してくることがあります。ただし、今度の国保の場合は、制度疲労というよりも、むしろ世の中のニーズがそれを求めている。

今、皆さん御存じのように少子高齢化、高齢化というよりも、もう高齢化少子になってお

ります。逆三角形の人口形態、これはどうしても国保会計に響いてくるというのはわかり切ったことであります。その中で、何とかこの国保制度を維持しようと、もう少子高齢化という形が来なければ、特にいじる必要はない。簡単なことと言えば、別に少子高齢化だろうと保険料を上げれば済むことでありますけれども、それでは及ばないと。そうしないためにも、一つの制度の改正としてこの後期高齢者医療というものが出てきたと思います。これからのこの後期高齢者医療、各市町村単位ではなくて県の連合で行います。そういう意味でも、この後期高齢者医療制度が生み出した新しい制度で、一つの方策と思いますので、これを何とぞ皆様方の御理解のもと、何とかこれが維持できるようにお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第43号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

日程第36．第44号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第44号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第44号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第44号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

日程第37．第45号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託されました第45号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な内容を報告いたしますと、県広域医療連合予算で、市町村負担金分の中身は、保険料、そのほかに何が入るかという質疑に対しまして、市町村負担金の中には、保険料負担金1割相当額の保険料分、それと12分の1の納付金、それと特別会計部分の事務費、共通費があるというような説明でございました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第45号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第45号議案は福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第38．第46号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第46号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算でございますが、賛成多数によって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

賛成多数としての理由は、第35号議案にもありましたように、E M菌滴下の効果についてのデータがなくては判断材料にならないというものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第46号議案に対する討論を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第46号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

さきの第35号議案には、20万円のE M菌の減額ということで、減らすということでしたので賛成をしました。今度の新年度予算では、E M菌活性機41万6,000円の購入ということで、またふえているということになるわけです。

委員会の説明では、水質浄化や汚泥減量の科学的データはないという説明でした。それまでは臭気がなくなるとか汚泥の量が減るとか、観念的なことを言われたので、それを信じているところもあったんですけども、それがちゃんとしたデータで示せと言われたときにはありませんということだったので、今まで言ってきたのはヤマカンで言っていたのかなと。そしたらちょっと認めるわけにはいかないというふうなことを思いました。

そして、本来、農業集落排水の設備は、ジャルスの何型といって、別にほかの有用菌を入れなくても通常運転で環境基準をクリアするような仕様になっているわけなんですよ。これがないというなら入れんといかんと思うわけですよ。でも、ちゃんと機械にはこの環境基準を通常の運転で超えるというのに、わざわざ継ぎ足して入れる論拠があるのかなと。ただ、私もE M菌がペットボトル内で、高カロリーの糖蜜を入れて冷蔵庫の横に30度近くで置いておくと非常に活性するということは私も認めます。しかし、それが結局、温度が0度から30度までである中で、糖蜜を入れんで普通の無機物も含めた有機物の中で本当に効果があるのかなといったら、私自身もはっきりわかりません。ないというような感じで考えています。

そして、またもう一方の観点としては、もし効果があるとすれば、橋下の処理場だけでなく、全処理施設に入れなければ、行政的に不均衡というのがあると思うわけなんですよ。だからそれを入れないと、またそこも論理的におかしいと。つじつまが合わないことばかりということと思うわけですよ。だから、もし予算でE M菌を買う余裕があったら、50万円ですけれども、10年すれば500万円で、相当の基数の合併浄化槽がつけられるわけなんですよ。

だから、その辺でもう科学的データが出されるまで、これについては反対したいと思います。

以上、反対の討論とします。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

第46号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平成11年度より、武雄市農業集落排水事業8地区の整備、平成19年度武雄市で初めての公共下水道事業を整備されており、この施設を利用することにより生活環境の利便性、快適性が著しく向上し、豊かな自然環境を保全することができていると思います。

また、今後なお一層の努力により、継続率の向上、汚泥の減量化等に取り組み、農業集落排水事業及び下水道整備事業を推進されると思われます。

以上のことから、本案第46号議案、特別会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第46号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第39．第47号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第47号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計予算でございますが、これは全会一致にて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第47号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第47号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

日程第40．第48号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。

本委員会に付託になりました第48号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算でございますが、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

その賛成多数というところは、反対理由として、1款1項、公共看板撤去工事100万円の予算と観光案内所運営事業補助金86万4,000円、これがまちづくり交付金なのかということで、交付金はもっとほかの事業に、充実した事業に使うべきという意見でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第48号議案に対する討論を開始いたします。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第48号議案 平成20年度土地区画整理事業特別会計予算について反対の立場で討論をさせていただきます。

おこなっている移転補償、信号機整備、交差点の改良、関連道路の整備、さらに数億円かかるという温泉新道の整備、これから費用がたくさん必要になってくる土地区画整理事業です。

以前も取り上げましたが、まちづくり交付金を区画整理や駅舎等に活用するために導入し、一部ソフト事業も当初予定しておりました。本来は、この区画整理に予算をバックアップするために導入したのが、このまちづくり交付金だったと思います。しかし、観光宣伝広告に14万円ですかね。通常の観光案内所運営費もここから支出して、競輪の看板の3カ所の撤去費100万円も予算化してあります。

本来、区画整理とかそういうものの整備や補償、そういうのが十分にできて、その上で余裕のあるお金を関連のものに使うということであるならばいいんですけども、まだそこもおこなっていてめどもはっきりしないと。そういうときに職員も集中して取り組まんといかんというのに、あれやこれやの大騒ぎという格好ですよ、はっきり言って。もっと集中して、おこなっているのを普通の状態に戻すためにお金と人員を使うべきだと考えています。

また、まちづくり交付金の13%は、現在、目的外と批判されている道路特定財源です。今回の予算の約500万円から600万円は、その道路特定財源に当たっております。それを、結局競輪の看板の撤去や観光PRに使っていると。こういうことであれば、市民の方でもほかの道路特定財源がカラオケセットとか、野球の道具に使われていることを批判するんですけども、武雄市民の場合には逆にそういうのができなくなるんですよね。おたくは競輪看板の撤去に使っているじゃないですかということで、やっぱり市民に対してもここに使って、自分たちもちょっと批判できないような格好になるということについて、私はちょっと疑問に思います。

また、この競輪の看板、特に駅前の看板は、それこそこの区画整理の中で撤去の補償費として、このまちづくり交付金の中から出して撤去してもらっておるわけですよ。その補償費で立てたものを、また、まちづくり交付金で撤去するというわけでしょう。

ということです。なので、そんない、もう自分で補償して別の課ですけども、立てた。それをまたこのお金で撤去すると、まだ一、二年もならんのに。こんな使い道をしていたらですよ、ちょっとおくれ、もう30年もおくれ、それも33年おくれるというこの区画整理地区の方に本当に顔向けできるかなというふうな観点に立って、この第48号議案に反対するものです。

○議長（杉原豊喜君）

14番小柳議員

○14番（小柳義和君）〔登壇〕

第48号議案 平成20年度土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

武雄北部土地区画整理事業は、平成20年度後半に仮換地が予定されており、平成21年度から本格的な家屋移転が始まるものと期待をしています。この区画整理は、基本事業費のほかに一般財源の持ち出しをできるだけ少なくするため、まちづくり交付金を導入し、武雄北部土地区画整理事業や高架下を利用した川端通り、観光交通センター等が整備されてきました。

また、受益者範囲内の必要施策である市道、歩道整備や公共下水道整備、さらには武雄をアピールする観光宣言等のソフト事業等も取り組み、まちづくり交付金の展開が図られています。特に、受益範囲における必要施策には、多岐にわたり観光協会が実施主体となる三湯物語などや、観光案内所運営への直接補助、さらに景観と密接な関係に当たる公共看板の撤去を行うことで、市民の景観及び屋外広告物に対する意識の高揚を促すものと期待しています。

まちづくり交付金は、都市再生整備計画に、あらゆる地域経済活性化を図る有効な施策を取り組むことが認められていますので、一般財源を少なくし、交付金によるまちづくりが期待できるものであります。

また、実施に当たりましては、施策の担当課で進めており、現場に即した対応ができていますので、都市再生の効率化の推進に、まちづくり交付金は極めて有効な展開ができていますものと思い、賛成いたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第48号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

日程第41．第49号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において付託されました第49号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計予算についてでございますが、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の内容について、主なものについて説明申し上げます。

昨年の開設記念では95億円売り上げることができておりましたけれども、ことしの夏から秋にかけて、全国の記念競輪が約80億円台の売り上げだったことをかんがみ、記念競輪を85億円、通常開催を合わせて129億7,600円計上されてあります。

また、歳出では先ほども出ましたけれども、看板撤去工事についてどういうものをするかという質問がありました。4カ所の競輪看板を撤去するということでした。

また、今後の広告宣伝についてはどういうふうな考えを持っているかということに対しては、現在ではスポーツ新聞、また、レースガイドが主流だという答弁で、これを使ってやっていくということでした。

また、平成20年度でふるさとダービーが終わる旨の報告を受けました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第49号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第49号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

日程第42．第50号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会において付託されました第50号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計予算でございますが、慎重審査の結果、可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第50号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第50号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

日程第43．第51号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第51号議案 平成20年度武雄市交通災害共済特別会計予算は、慎重審査の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第51号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第51号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

日程第44．第52号議案 平成20年度 武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第52号議案 平成20年度武雄市病院事業会計予算の審査内容と結果について御報告をいたします。

今回の予算は、4月からの診療体制が現在も流動的な部分があるので、入院や外来等の医療収益、また医療収益に連動する経費の見積もりにも不確定な要素を含んだものになっている。このため、今後診療体制等が確定し、新たな年間収支が見込める時期に速やかに補正予算を調整し、お願いをしたいと考えているとの説明を受け、本委員会としても、今後も医師の確保に全力を傾注されることはもちろんだが、支出面においても、経費の節減等に最大限の努力をされ、先日、3月3日付で各戸配付されましたお知らせの中でも、今後とも救急医療等の早期再開に向け努力するとあるので、救急医療等の早期再開にも格段の努力をしていただくよう要望いたし、採決の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

さきの本会議で質問しておりましたが、結核病床の20床ですね、それを減らすということを市民病院事務長から言われたと思うんですね。そのことに対して、ここで質疑をしながらそれはやっぱりそこまでいけば、委員会でもね、ぜひしてもらおうということで、谷口議員とやりおうて、ここで言う話じゃないということで委員会にお任せしたつもりなんです。

結核20床、この20床のいわれはといいますと、当初発足するときに、結核20床は年間当たり2,500万円か、黒字になるという話と、そういう説明を当時議会でされておりましたけれども、結局は、いやそうじゃないと、赤字とわかつたから県がその財源を補てんすると言ったと、そういう話でちょっとここで意見が衝突じゃないですけどなりましたので、そのことについては委員会で詳しく説明を聞いてくれという話をしておりました。

それがどうなったかということで、結核20床というのは、当時の話では看護体制が円滑に

効率化のためとか言われておったですね。じゃ20床やめることは効率が悪くなるということになりますから、それが勢い人員削減になるのか、縮小になるのか、そういうことも当然この前の私たちの質疑に付随するわけですけども、そのことはどのように反映されたか。

また、財源的なことは、6月、次の補正と言われましたのでいいですけども、そこまで財源的なことも考えておられれば、支出面ですけども、委員会で質問されていれば詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

まず1点目の結核病床の件でございますが、委員会の中では質疑が出ませんでした。そして、次の人員の部分でございますが、この部分も今後減らさなくてはならないということにはなりますが、例えば看護助手につきましては、診療報酬の請求というのをする場合に、過去1年間の基準がありまして、その入院患者の過去1年間の平均数に基づいて看護師等のそういう要員の配置をするようになっているということでありますので、すぐ人員を減らすというのはできないというようなことでございました。

それから財源の部分でございますが、この部分については努力していただくということで、どこをどうという支出についての明確な部分は審査をしておりません。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

武雄市議会も一緒ですけども、最初に一般質問があって、それに対する今度総括質疑ですね。総括質疑をやりますよね、ここで。だから総括質疑は限られた回数でもございますし、中身言って詳しいことができないということで、ここで質疑をしておくんですよ。それを持って常任委員会が無制限とは言いませんけれども、いろんな文献を出しながら、書類を出しながら、データを出しながら、いろいろ聞いてまとめるわけでございますので、ここで質疑したことはお任せしたということになるんですよ。それを受け持っていて、どう言いますか、審査していないでは議論しようがないわけですね。だから、あり方というのは、総括質疑、だから総括ですよ。総括しなくていきなり反論あるときありますけれども、普通総括しますよね。こういうこと問題を思っておりますよと。

だから、結核20床については非常に大きな問題が出ておるんですよ。それは、県がちゃんと赤字の分を補てんすると約束していたやないかという意見もそのとき出たんですよ。私が議事録で読む限りはそうじゃなくて、20床の85%で2,519万円ですか、黒字になると説明をされておるんですね。だから、そのことをまた一般質問もしました。一般質問はみんな見

ていますよね、テレビで。そういう一連の流れがあるんですよ。私が総務委員会へ行って聞くわけにはいきませんのでね。そしてここでも限られておるわけでしょう。ここでも質疑でしょう。簡単な質問ができないんですよ。そのため委員会制度をつくっておるわけでしょう。その委員会制度が、ここで出た話が出ないということはサボタージュじゃないですか。答弁求めます。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

確かに議案審議の中で出ておりました。ただ、本委員会の中では、結核病床については全然質疑等がなかったものですから、委員会としてはそのままいった次第でございます。

〔29番「議長、議事進行」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

議事進行ですので、議長、このことをどう諮られますか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	16時13分
再	開	16時23分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番議員の議事進行の質問についてお答えさせていただきます。

今後は、議案審議の中での質疑等を十分に考慮して委員会審査を行っていただくよう、各常任委員会の委員長には申し入れを行いたいと思っております。（「そがんしよるばい」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、いみじくも28番議員から出たように、ほかんもんなしよるという話があるんですね。そうじゃなくて、今、この瞬間でそういう実態が出たので、議長はどうさばきますかて聞いたですよ、さっきは、議事進行は。今出ましたので、この場でしょう。

だから、一般質問をやってきた、何日からやったですかね。それぞれやってきた。私も病院に対してはしてきた。そして総括質疑があった。一般質問で解けんこと、総括してやります。それは私のことですけどやりました。そこで問題起こして谷口議員といろいろあって、

そしてその分については質疑の域を超えますので、だからここから先は、私ちゃんと言ったんですよ、そのときに。これ以上は質疑の域を超えますので、委員会ですぐと。質疑超える超えん、ここでありましたよ。だからそれを受けて委員会が持っていった。しかし、していないと。そういう状態で終わったらいかんから、議長にじゃこれをどうさばきますかて。今後はいいですよ。今のこの現状ですよ。それをどうしますかて聞きよですよ。

私は、そういうずっと数字的な流れがありますからね。そこそこでずっと発言もしてきておりますし、この段階ですぐといていないと言われたから、じゃどう取り扱いますかということて議事進行で言っている。今後のことはいいですよ。今後それを言ったら、先ほど富永議員言わっしゃること、いやおれ一生懸命しよっぱいという話もありますよね。ただ、この事態をどう解決しますかて。どのようにするつもりですかて議長に聞いたんですよ、議事進行で。このまま煙に巻くんですか。

○議長（杉原豊喜君）

今、答弁いいですか。

議案を委員会に付託をした以上は、委員長の権限で委員会審査をしていただきたいと思います。ここで私が、そこでしなかったから各常任委員長に云々とは多分言われないうんですよ。ね。（「言えればいい……」と呼ぶ者あり）

ですから、今そういう申し入れをしますと。

〔29番「議事進行について」〕

○29番（黒岩幸生君）

議会の整理権はあなたにあるんでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

はい。

○29番（黒岩幸生君）（続）

先ほども一緒ですよ。一番最初から2番目のとき、討論省略があった。それは、初めに討論があつとって、あと省略もわかるけど、私わからんで聞いた。だから省略あつたときに、あなたはあなたで決めていいんですから、省略は納得は納得でそれはいいですよと私言ったですね。省略とめることもできるんですよ。省略で言わんで、あなたは、平野議員はわかつとってほかのもんがわからんけん、詳しく言うてくれんですかて言うてもいいですよ。それ言わなかった、言わないで済んだ。それはいいですよ。今も一緒でしょう、中身は。解明できない。解明できないから解明するようにしなさいよ、議長だったら。委員長に言えない何じゃないでしょう。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 16時27分

再 開 16時36分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの……

〔29番「議長」〕

ちょっと待ってください。私が答弁します。

本件については、審査をしていないという委員長の答弁でございます。なぜその対象にならなかったのか、理由があればその報告を委員長からしていただきたいと思います。

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）

そんな不親切な議会運営はないと思うですね。だから、例えば、休憩として事務局に聞いてもいいじゃないですか、説明できるのであれば、執行部が答えていかんということはないですよ、委員会で。そういうことできるじゃないですか。そういう判断をなさい。知らんやったらあなたやめなさいよ。議長やめなさい、それでけんやったら。やめなさい。

○議長（杉原豊喜君）

ここでそういう委員長報告に対して、また執行部からいろんな説明を聞いて委員長が答弁をすると、そういったこと今まで過去に……

〔29番「委員長の答弁じゃないでしょう。それは論議になっていけませんので、詳しくは執行部から答弁させますでもいいじゃないですか。何でできないんですか」〕

○議長（杉原豊喜君）

そしたらですね、そういう動議を出していただきたいと思いますよ。

暫時休憩いたします。

休 憩 16時38分

再 開 16時46分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番黒岩議員の議事進行につきましては、先ほど申しましたように、各委員長にもそこら付近の申し入れをさせていただいて、そしてまた結核病床等の問題等につきましては、後日担当課より説明をさせていただくということで議事を進めさせていただきたいと思います。よろざいましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら委員長の答弁を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今回の議案は、平成20年度の武雄市の病院事業会計予算ということでございますので、そ

の議案審議の中では、執行部より当初予算の中に廃止の方向なので結核病床の予算が組まれていないというような答弁があったわけでございます。それで、本委員会としては、そのほかには別に審査をしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと見方によっては、20年度は黒字の計画ということで、大変よかったなというようなことで迎えることだったんですけれども、医師が減って大きく変わるということで、後日それを出すと言われましたけれども、ある程度のめどはですよ、もう退職がある程度確定した時点で出すのか、それはもう4月以降になってから出すのか、そういうめどについてお話があったかどうかお聞きしたいと思います。

それともう1点は、今オーダリングシステムを、多額の金をかけてやろうとしていますけれども、独立行政法人とか民営化にするんだったら、そのときに、またしたほうがいいかなというような考え方もありますけれども、その辺についての議論があったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今後のめどということでございますが、まだまだ今後どうなるかというのはまだ流動的でございますので、めどという部分は出ておりません。

それから、2点目のオーダリングシステム、これについても今回質疑等も出ておりませんし、説明もございませんでした。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

第52号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

私は第52号議案 平成20年度武雄市病院事業会計予算に対し、反対の立場から討論をいたします。

病院事業予算書第2条の業務の予定量を、平成19年度と比較してみますと、病床数155床は変わっていないものの、うち結核病床20床は3月から実質的には患者を受け入れない、あるいは新年度はこれを廃止するという内容であります。

第5次佐賀県保健医療計画の概要では、基準病床数の設定の中で、結核病床の新基準病床

を既存病床の108、この中に武雄市の結核病床20床が入っているわけでありますけれども、これを58床に削減する。武雄の20床も含めて50床削減するという内容が盛り込まれています。

この計画によると、県西部保健医療圏、北部保健医療圏、南部保健医療圏から結核病床はゼロになります。不採算医療だからという理由で、県に対し再三財政上の共同責任を求めてきたものの、設立当初は財政支援があったものの、その後は県はゼロ回答であります。

最後には、結核病床廃止の要請をし、今日の結果になったわけでありますけれども、結核感染症が国内から、あるいは佐賀県から一掃されたわけではありません。県中部、東部に集約されるわけですが、これでは公立病院としての県の責任、あるいは市の責任を放棄するものと指摘せざるを得ないわけであります。

次に、年間患者数を1日平均、入院で102人、外来で205人としています。19年度と比較しますと、入院ではマイナス6人、外来ではマイナス5人としています。しかし、収益的収入の柱である病院事業収益は、逆に前年度と比較しますと4,792万3,000円の増。17億1,512万1,000円と予算が組まれております。

19年度の最終決算は、これからですけれども、18年度7,600万円の赤字だったので、19年度は職員打って一丸となり、黒字にしようという意気込みで頑張っただけで、月別決算では8カ月黒字、4カ月が3月の赤字見込みを含めて2,600万円で、トータルでは5,365万4,000円の赤字決算の見込みとのことです。

19年度の武雄市民病院事業は、医師10名、医療技術職11名、看護師76名、行政職6名の体制でした。

20年度は、医師を前年比2名ふやして12名の体制で事業を進めるとしております。しかし、実態はどうでしょうか。極めて深刻な事態が12月議会以降進んできております。12月から1月にかけて、院長を除く11名の医師の辞職願。これは佐賀大学の仲介で一応はおさめたものの、3月末で3名の医師の退職が明らかになり、先ほどの総務常任委員会では、さらに6月に2人が退職する予定だと、現在慰留中だという報告もあっております。こういう体制では、現在9名の体制では、救急搬入を受け入れられない、そういう事態になっていることが市民にも知らされました。

そればかりでなく、平日午後からの外来は基本的には休止するという内容であります。今、市民の間では、救急や外来診療の縮小、休止に対する不安がかつてなく広がってきております。先ほど言いましたように、2名が6月に退職される。何としてもこれは慰留していく、そういう努力を今求められていることは当然であります。

これを通じて、新たな診療科目の縮小、これも危惧されている事態であります。12月、1月、2月、3月、この短期間にどうして深刻な医師の退職が相次いでいるんでしょうか。それは、市長が昨年11月に、武雄市行政問題専門審議会に武雄市民病院経営改革基本方針について、経営形態の見直しを含め諮問したことにあります。

市長が諮問した経営形態とは、武雄市民病院の経営を直営で行うことを放棄した上で、独立行政法人、もしくは民間移譲を明確にしたものであります。これに対し行政問題専門審議会の最終意見書は、第1に意見として、武雄市民病院は市内唯一の救急告示病院としての機能を提供し、また二次医療機関としての役割を担い、市民の中に定着していること。したがって、設立当初に掲げた経営の基本方針は、これからも堅持されるべきであること。収支に関する評価について専門審議会は、救急医療や慢性期疾患に対する医療等不採算部分を武雄市民病院が引き受けることは避けられないことであり、多少の赤字は市民の安心料と見ることもできるとして公的病院の役割を求めています。最後に、経営形態としてはまとまらなかったという内容であります。

さらに、武雄市民病院の医師の退職により、4月からの先ほど言いました救急の受け入れ休止、あるいは外来診療の休止、こういう事態を招いた原因、これは市長が、2年後武雄市民病院を直営で運営することは難しい、再三再四ここでも答弁をされました。これはまさに一方的な表明であり、一方でまた福岡の大手の和白病院、あるいは県内の大手の民間病院に接触をされる、こういうことが明らかになったことが一つ大きな責任であります。

市長のこれらの表明を契機に、武雄杵島地区医師会は、武雄市民病院の存続を求める署名を始め、今日の署名数は1万6,000筆を超える、この市民の要望に真摯にこたえるべきではないかと考えるものであります。

昨年政府が発表した公立病院改革ガイドラインは、病院事業を行っている自治体に対し、1つは3年間で黒字にするための経営公立化、無理難題を押しつけています。2つ目には再編ネットワーク、3つ目には経営形態の見直しという、この3つの視点が柱となっております。

平成14年から18年の5年間、6.86%の診療報酬の引き下げや患者負担増による診療抑制など、政府による社会保障制度改悪によって、自治体病院の7割以上が今日赤字に追い込まれてきております。その責任はひとえに外的要因と市長は言いますが、まさに厚労省初め、政府の診療報酬の引き下げ等にあるんじゃないでしょうか。

これでは自治体病院、ひいては地域医療の切り捨てにならざるを得ない方向であります。政府のこの公立病院改革ガイドラインに沿って、自治体が、特に市長が、公立病院として運営していくことを放棄し、民間移譲を打ち出したところでは、医師の大量退職という事例が相次いでおります。

愛知県の高浜市立病院、18名の医師の全員退職、北海道の江別市民病院、12人の内科医の全員退職、栃木県佐野市民病院、29人いた常勤医師が次々退職し昨年3月に全員やめてしまったと。阪南市立病院、ここも同じであります。京都府の舞鶴市民病院も、市長が民間移譲を打ち出した途端、13名全員がやめる、そういう事態も起こっております。佐賀県立好生館も、知事が新病院は独立行政法人で運営することを表明し、その後、今本当に混乱をしてい

る状況です。九大病院が6名の外科医師を引き揚げる、あるいは産科医の1人が退職する、そういう混乱を招いております。武雄市も決して例外ではない、そう思います。

この事態を解決する上で、まず第1に市長が市民病院を独立行政法人かあるいは民間移譲とした市民病院経営改革基本方針をまず撤回することだと、その上で佐賀大学病院との信頼関係を回復すること。

第2には、公的病院としての武雄市民病院の役割を改めて明確にし、地域医療連携を深めていくことを表明した上で、武雄杵島地区医師会との信頼関係、これを回復することがまず当面の課題だと考えるものであります。

市長が、市長と病院長の連名で市民に配付したチラシ、武雄市民病院の診療体制の縮小についてのお知らせ。この最後に明記した救急医療等の早期再開に向け努力しますということを実現する上で、避けて通ることのできない重要な課題、そのことが言えると思います。これらの努力こそ、今市民が求めている最大の行政として、また市長に求められる課題だと考えます。市民の命と健康を守ること、これは自治体としての最大の使命であります。平成20年度の武雄市民病院の予算が実体を伴ったものにしていく上でも、早急に解決を求めるものであります。

以上のことを指摘をいたしまして、私の反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

議事の都合上、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

討論ございませんか。8番上野議員

○8番（上野淑子君）〔登壇〕

第52号議案に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

先ほど結核病床20床の件につきましては、私本当に副委員長としながら、うかつでした。論議を醸し出して悪かったと思っております。以後、本当に真剣に聞いていきたいと思っております。

それから、ただいまの件ですが、いろんな本当に武雄市民病院につきましては、たくさんの方の意見があり、本当に大事で真剣なことばかりです。私もそんないいかげんに考えているわけではありません。どうしたらみんなのためにいいものか、私にとってもですけども、いろんな方たちとも話をしております。どうしていいのか私には今のところわかりません。

でも、この予算を通さないと武雄市民病院は動いていきません。ですから、今回はこの予算を通していただいて、そして再度委員長から報告がありましたように、いろいろの事態が変わったら、再度また案を練り直してということで、私は、やっぱり市民の皆さんは安心安全で、どうしたらいいのという気持ちがいっぱいです。みんなが注目しておられます。ですから、今後は市民病院問題調査特別委員会の委員の皆さんたちと一緒によく検討し、真剣に

考えて、どうしていったらいいのか、私たちも考えていかなければならないと思います。

今回は、通していただきたいと思います。（「議会には予算の修正権があるんですよ、修正権が」「はい、よかよか」「修正権を発動するぐらいならん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第52号議案は総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

日程第45．第53号議案 平成20年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。本委員会に付託になりました第53号議案 平成20年度武雄市水道事業会計予算でございますが、給水収益で20年度予算11億2,047万7,000円は、前年度実績に照らし、14.5%の減となりますが、これはこの4月から始まる新料金体系によるものであります。

第53号議案に対して、全会一致で原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第53号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第53号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

日程第46．第54号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

報告いたします。本委員会に付託になりました第54号議案 平成20年度武雄市工業用水道事業会計予算でございますが、賛成多数（459ページで訂正）によって、原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。（「全会一致やろう」「全会一致さい」「もう終わったけん、よかさ」「全会一致ていうない、全会一致て言い直して」「言うた言うた」と呼ぶ者あり）よかです。もうよかて。（発言する者あり）

暫時休憩をいたします。

休 憩 17時05分

再 開 17時06分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

建設常任委員長より訂正の発言をしていただきます。

○建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

済みません。訂正いたします。賛成多数と読み違えました。全会一致でございます。

○議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がありますので、起立により採決をいたします。

第54号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第47．第55号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第11回）及び日程第48．第56議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第1回）の2件の議案を一括議題といたします。

2件の議案は、総務常任委員会及び福祉文教常任委員会に分割付託いたしておりましたので、最初に総務常任委員長の報告を求めます。川原総務常任委員長

○総務常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に分割付託されました第55号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第11回）と第56議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第1回）は、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

総務常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。末藤福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

報告いたします。本委員会に分割付託されました第55号議案 平成19年度武雄市一般会計補正予算（第11回）及び第56号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第1回）につきまして、本事件につきましては平成19年度予算が国で予算のめどがついたもので、できるだけ早くがいいということでこの補正となりました。起債充当率100%、そして50%の交付税措置がなされるという説明がございました。慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

福祉文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第55号議案及び第56号議案に対する質疑をとどめます。

これより討論・採決を開始いたしますが、討論・採決は各議案ごとに行います。

第55号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

本案は御異議がありますので、起立により採決いたします。第55号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。第56号議案は総務常任委員長及び福祉文教常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第49．第57号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があればその説明を求めます。樋渡市長

○市長（樋渡啓祐君）

第57号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会の教育委員の朝重節男氏の任期が本年4月28日をもって満了いたします。つきましては、その後任といたしまして榑崎智子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、榑崎氏の経歴につきましては、添付いたしておりますとおりでございます。

よろしく願いいいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第57号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第57号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第57号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案すなわち榑崎智子氏を教育委員会委員に任命することに同意を求める件はこれに同意することに決定いたしました。

日程第50．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があればその説明を求めます。樋渡市長

○市長（樋渡啓祐君）〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について補足説明申し上げます。

人権擁護委員の蒲地康義氏の任期が6月末日をもって満了いたしますことから、人権擁護委員候補者として蒲地氏を再び推薦したいと考えております。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、蒲地氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

以上、よろしく願いいいたします。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第1号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第１号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第１号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦については何ら異議なき旨を市長に答申いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第１号、すなわち蒲地康義氏を人権擁護委員候補者として推薦することについては何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第51．閉会中継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおりそれぞれ閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成20年３月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 17時15分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 牟 田 勝 浩

〃 議 員 浦 泰 孝

〃 議 員 松 尾 初 秋

〃 議 員 黒 岩 幸 生

会 議 録 調 製 者 末 次 隆 裕